

# 越谷市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校・暴力行為・児童虐待等の問題に対して、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、関係機関と連携しながら問題解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

中核市移行に伴い、平成27年度より市としてSSW3名を教育センターに配置した（平成26年度は県費によるSSW2名を配置）。また、本市では、市内全ての小・中学校45校において「小中一貫教育推進研究」として研究を委嘱している。このことを受けて、小中一貫校としてブロックを組んでいる小中学校区に合わせてSSWを配置することで、小中一貫教育を踏まえた包括的支援にあたっている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 → 教育センターに3名配置（小・中学校長が教育センター所長宛に派遣を依頼し、所長が地域担当SSWを該当校へ派遣する。）
- 資格 → 社会福祉士・精神保健士等
- 勤務形態 → 原則として平日週2日、1日あたり7時間（9：00～17：00）とし、月曜日から金曜日の間に割り振る。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ガイドラインを作成し、活用のねらい、校内教育相談体制におけるSSWの位置付け及びスクールソーシャルワーク活動における留意事項等を校長会等で周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- 市独自に主催している福祉関係及び保健関係の研修会に参加
- 県が主催している研修会に必要なに応じて参加（希望参加）

### （2）研修回数（頻度）

- 学期に1回程度

### （3）研修内容

- 児童虐待関係
- DV関係
- カウンセリング関係

### （4）特に効果のあった研修内容

- DV関係

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 → 無
- 活用方法 → 無

### （6）課題

社会情勢及び経済状況等の変化による保護者の失業や精神疾患等が増加傾向にある。それに伴う家庭環境が悪化しており、今後ますますネグレクト等の問題に対応する必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校解消のための活用事例（③不登校）

幼児期より集団体験もなく小学校低学年より不登校状態であった兄弟が根気強い周囲の係わりの中で中学校と小学校に通い始めた。孤立が深く他機関の係わりもない家庭であったが、SSWが介入することで子供たちに初めて係わるのが小学校であるとの認識で週1回の家庭訪問を継続し、子供たちとの信頼関係を築いてきた。兄が中学校に上がるタイミングでSSWのコーディネートにより小中合同のケース会議を開催し、小中間の教員が綿密な連携を取ることとなり登校が始まった。小中連携もスムーズにできたケースであった。

#### 【事例2】精神疾患を抱える母親への支援のための活用事例（①貧困対策）

父親は5歳の時に死亡。母は経済的不安や養育不安を抱えながらも子育てに励んできたが、友人とのトラブルにより本児は不登校となる。母は本児と過ごす時間が長くなったことがきっかけでストレスが増し、体調が悪くなり家事ができなくなる。そこで、SSWとして母親の悩みを受容し精神科病院受診を勧め、具体的に医師に相談する内容を一緒に考え自立医療支援費をとるようアドバイスし、継続受診をさせるに至った。母親は病院へ通院することで精神がやや安定し養育態度に改善がみられた。また、心理的要因で担任からの電話に出ることができないので、SSWから学校へ母親の状況や考えを伝える仲介をした。

#### 【事例3】高齢の母（実祖母）の養育への支援のための活用事例（①貧困対策）

本児は、中学校特別支援学級への進学により問題行動も減少し学校生活に馴染んでいる。母親は夫をなくしたことによるうつ傾向、体調の悪さが顕著になり買い物、家事及び自身の通院にも困るようになってきた。子育て支援課と連携して高齢介護課へ支援を依頼し、ヘルパー、事業所利用等の実施により実生活を整え、本児に影響を及ぼす母の情緒を安定させた。また、ケース会議にて関係諸機関と本児の家庭環境における状況を共有、それぞれの役割等を具体的に協議し、効果的な支援について共通理解することができた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○不登校発生率について

	H25	H26	H27	H28目標値
小学校	0.18%	0.27%	0.19%	0.12%
中学校	2.14%	2.50%	2.06%	2.08%

※H28目標値は「平成28年度 総合的な不登校対策」に掲げる数値

児童生徒が明るく楽しい学校生活を送り、豊かに自己実現を図ることができるよう「平成27年度総合的な不登校対策」のひとつとしてスクールソーシャルワーカーを市内各小中学校の要請に応じて派遣し、学校と連携して児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子供及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図った。その成果として、上記に明記してあるように不登校発生率が平成26年度と比較し、平成27年度は小学校では0.08%、中学校では0.44%減少している。

#### （2）今後の課題

○経済・健康への問題を抱えているケースもあり介護保険、年金制度、未成年後見人制度等、社会福祉制度について知識だけではなく実践的・具体的活用の研鑽を積むことが必要である。

○精神疾患の病気の知識や対応の仕方について研鑽を積むこと。

○関係諸機関（子育て支援課、社会福祉課、医療機関等）と連携をとり、チームとして児童生徒及び保護者を支援していくこと。

# 八王子市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

市内小中学校の巡回相談や家庭訪問により、教員と保護者の関係を調整したり、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関と連携を図って子どもの環境改善を支援する。また複数の専門領域のスーパーバイザーから指導・助言を受けるスーパーバイズ体制を実施し困難ケースへの対応能力の向上を図ることにより不登校児童生徒の減少を目標としている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

八王子市立高尾山学園（登校支援チーム）を拠点に市内小中学校の巡回や家庭への訪問など実施し、学園の教職員と一体となって不登校対策をおこなっている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

社会福祉士、精神保健福祉士 週4日勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ビジョン八王子の教育 学校組織力の向上（学校が抱える様々な課題に組織的に取り組む）

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー全員

### （2）研修回数

- ・スーパーバイズ：年 6 回
- ・総合精神保健福祉センター精神保健福祉研修 適宜

### （3）研修内容

- ・SSWのケースの見立てや対応、学校との協働、関係機関連携等について、スーパーバイザーと所管内の多職種の職員で検討し、支援のあり方や方向性を多角的に検討するとともに、SSWの資質の向上をおこなう。
- ・多摩総合精神保健福祉センターが実施する精神保健福祉研修は、各SSWが必要な研修を選択し、受講している。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・分野の違う複数のスーパーバイザーを招いて助言を受け、SSWに加えて所管内の多職種が同席してケースを立体的にとらえることで、介入の糸口や支援の新たな切り口が見出された。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

#### ○SVの設置

- ・スーパーバイザーを固定せず、検討を必要とするケースの状況に合わせて、福祉、教育、医療、心理等の専門的見地からの助言が得られるスーパーバイザーに依頼している。

#### ○活用方法

- ・1回あたり約3.5時間を確保し、2ケースについて状況や支援経過を説明の上、助言を受ける。
- ・学校の協力を得て、実際のケース会議にスーパーバイザーも同席し、SSWによるケース会議の運営手法について助言を受ける回を設ける。
- ・SSWだけでなく、課長、課長補佐、主査、主任、チーム内研究主事及び心理相談員も出席し、チームで支援方針を検討・共有する。
- ・スーパーバイズ終了後、日を改めて所管内でふりかえりを実施し、スーパーバイズを受けた内容のまとめや、SSWの感想、その後の支援への反映、他のケースへの水平展開等を具体的に確認・検討する。
- ・次回スーパーバイズについては、まず検討を必要とするケースをSSWが選定し、どのような分野からの助言が必要か検討した上で、スーパーバイザーを選び、依頼する。

### （6）課題

- ・スーパーバイザーを固定せず、検討を要するケースの状況からスーパーバイザーを選定しているため、日程調整が難しい場合があった。28年度からはSSWの週休日を3名同一にすると同時に、毎週月曜午前を会議日として確保した。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (事例1) 不登校対策のための活用事例

本事例は、保護者の養育力が低く家庭の協力が得られない中で、小学校から不登校傾向にある中学3年生女子について、学校とSSW、関係機関がチームとなり、それぞれが違う角度から介入を続けることで、別室登校が可能となったケースである。生活保護受給、母子家庭、多子世帯の次女である本児は小学校から不登校傾向にあり、家庭との連絡もとりにくい。母親は養育力・理解力が共に乏しく、漢字はほとんど読めないが、障害者手帳は所持しておらず、生活保護とひとり親関係の手当て以外の福祉制度は利用していない。本児は中学入学当初は登校できていたが、次第に欠席が増え、1年次の後半には学校にまったく姿を見せなくなった。

SSWは学校の管理職、担任、学年主任、養護教諭、SCと共に支援方針を検討した上で、継続的に家庭訪問を実施して本児及び母親との接点を増やし、家庭の様子が把握できるように努めた。きょうだいも在籍している保育園や小学校とも連絡を取り合い、登園・登校状況や日々の様子の聞き取りを実施した。同時に、生活保護の担当者にこの家庭への支援を強めることを依頼した。

担任は毎週決まった曜日に家庭に電話連絡をおこない、電話が繋がらない時には同日中に訪問して、本児と週に一度は話ができる関係を築いた。また、学期末や学年末には母親と本児に来校を促し、校長等による面談を設定したが、母親は約束に姿を見せないことが多かった。

子ども家庭支援センターは乳幼児の養育面・発達面の課題を中心に保健センターや病院と連携し、母親及び成人した長女による養育を支援した。多くの関係機関が介入していることから、SSWは定期的に関係者会議の開催をコーディネートし、状況の共有や支援方針の検討をおこなった。会議の結果、この家庭の養育状況をこれ以上改善することは難しいと判断し、本児への支援を強める方向で各機関が動くことになった。

一時は学校から完全に足が遠のいていた本児だが、別室登校や相談室登校に興味を示すようになり、SSWが同行してSC出勤日に相談室に行くことができた。今後は別室登校にて担任や学年主任との接点を増やし、将来に向けた進路選択が可能になるよう支援していく。

#### (事例2) 不登校対策のための活用事例

本事例は、不登校の小学校高学年児童について、関係機関が連携して家庭支援を行うと同時に、本児には学校を中心とした支援のネットワークを作ることで、別室登校が可能になったケースである。

母子世帯で生活保護を受給しており、母親には重い持病があって、本児は母親の体調を気にして登校意欲が乏しい状態であった。母親が体調不良の時には訪問しても応答がなく、関係機関との関わりも希薄になりつつあったところでSSWが介入を開始した。母親による本児の送り出しが難しい環境下で、本児は引きこもり状態となって欠席日数が増え、家庭の養育状況の改善なしには登校が難しい状態であった。

以前から子ども家庭支援センターと生活福祉課の支援を受けていた世帯であったが、SSWの介入を機に、不登校の状況把握と改善を目的とした関係者会議の開催を提案した。会議では親担当と子ども担当とで役割分担を行い、家庭の養育環境を整え、子どもが安心して生活・登校できる環境づくりを目指すことになった。

学校では担任とSSWが家庭訪問をおこないつつ、家庭の状況の変化を共有した。保護者および本児との信頼関係を築きながら関係機関と連携を行うことにより、訪問しても本児に会うことができない回数を減らしていくことができた。同時に、本児にとって登校しやすい別室指導体制等を整備し、現在では週に1日のペースでSSWとともに登校できるようになった。次の目標としてSCに相談することを本児に提案し、本児・保護者の了解のもと、学校と調整を進めている。

SSWが介入することで関係機関と学校とのネットワークを強化し、家庭に対する途切れのない支援と、本児が登校しやすい環境整備を学校が中心になって同時進行で行い、不登校の改善を目指している。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

本市のSSWは不登校児童生徒対策に特化し、学校だけでは対応が困難だったり、学校と家庭の間で信頼関係を築きにくいケースを中心に、学校からの依頼派遣型で活用している。

平成27年度末時点では、市内108校（小学校70校・中学校38校）の市立学校のうち、30校（一部学校には複数の担当ケースあり）にSSWを派遣している。この派遣校数は平成22年度のSSW活用事業開始当初に対して76%増にあたり、SSWの活用は市内小中学校に浸透しつつある。

当初はSSW2名を配置していたが、平成25年度より3名に増員し、対応力を向上した。

平成26年度からは、SSWの所属する登校支援チームを高尾山学園内に移設し、高尾山学園を不登校対策の拠点とした。その上で、本市が不登校対策の一環として取り組んでいる個票システム(出欠状況カード)をSSWが中心となって精査し、電話連絡や学校訪問を通して、市内小中学校の不登校児童生徒の状況把握と対応確認・学校支援・困難ケースの発見等に取り組んでいる。高尾山学園に在籍、または転入学を希望する児童生徒の家庭への支援も、必要に応じておこなっている。

平成27年度からはSSWがケースを直接担当する支援と並行して、学校への間接支援に力を入れている。ケース会議や関係者会議を軸に、学校による支援の糸口や方向性を共に検討し、会議後も継続的に後方支援をおこなうことで、そのケースへの支援が深まるだけでなく、学校の対応力向上にも寄与している。

#### (2) 今後の課題

福祉的な支援が必要で、学校だけでは対応が困難なケースに対し、SSWが教育と福祉の橋渡しをする専門家として介入する必要性は今後も高まっていくと思われる。SSWによる直接支援だけでは介入できるケース数に限界があることから、今後は学校への間接支援のスキルをより高める必要がある。スーパーバイズを始めSSWの資質向上のための取組みを、今まで以上に推進する必要性を感じている。

# 横須賀市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童・生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図るため。

### （2）配置・採用計画上の工夫

拠点校方式（3つの小学校を拠点。要請により、それ以外の小中学校・特別支援学校・高校のケースにも対応する。）

### （3）配置人数・資格・勤務形態

\* 2名

社会福祉士・精神保健福祉士　その他社会福祉や教育等に関して専門的な知識や経験を有する。

\* 非常勤職員として、1名は年間35回、もう1名は年間70回、1日7時間45分勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

#### ◆実施要綱

- ①趣旨　②スクールソーシャルワーカーの派遣　③スクールソーシャルワーカーの職務
- ④経費負担　⑤連絡協議会　⑥その他

#### ◆活用の手引き

- ①スクールソーシャルワーカーとは
- ②スクールソーシャルワーカーが活用される場面の例
- ③スクールソーシャルワーカーにできること（支援教育コーディネーターと連携して）
- ④教育委員会の役割
- ⑤スクールソーシャルワーカーが対応する前に学校で準備しておくこと
- ⑥スクールソーシャルワーカーの対応例

\* 学校あて文書、各種研修会・連絡会等を通して周知。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

\* 神奈川県のス쿨ソーシャルワーカーを兼務しているため、本市独自では実施していない。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】貧困対策・児童虐待・暴力行為への活用事例（①・④・⑤）

中1男子。本児・父方祖母・姉の3人暮らし。生活保護受給中。父は近隣に居住し、本児との接点はある。ただ、本児への虐待があり、本児にあまり接近しないように児童相談所から言われている状態にあった。実母は離婚しており全く接点なし。小4のころから、担任や他児への暴力行為が頻発。「かっとなる」場面が多くみられたため、SSWの派遣要請があった。SSWは、生活保護担当課や、本児の通院先（児童精神科）医師との情報共有を行った。また、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関で情報共有を行い、支援方針・方法を確認・実施した。その結果、暴力行為の頻度は大きく減少した。

## 【事例2】 貧困対策・不登校・発達障害への活用事例（①・③・⑥）

中2男子。発達障害の診断があった。小5頃より欠席が増え、小6になるとほとんど登校しなくなる。中学入学後最初の1か月は登校したが、その後欠席が増えていき、不登校状態となった。自宅では、暴力行為や暴言があり、またネット利用が深夜に及び、生活リズムが悪くなる等があった。また、母も精神疾患を発症しており「買い物依存」で自己破産する等、生活上の課題を抱えていた。このため、中1後半に別居し単身世帯として生活保護を受給中。

S S Wは小6より本児に関わり、母の自殺念慮が強いときには母の通院先病院との緊急対応を行った。また、祖母や本児との面接を繰り返し実施し、家庭状況の把握等を行った他、母の別居時に生活保護担当課と母の生活保護受給がスムーズに行くよう調整した。さらに、本児とS S Wが定期的に面談し出席日数も増加した。

## 【4】 成果と今後の課題

### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 教職員との情報交換や本人および保護者との面接の様子から、必要に応じて児童相談所、子ども青少年支援課、生活福祉課、障害福祉課、医療機関等に連絡を取るとともに、関係機関を招いて要保護児童対策地域協議会を開催するなどした。関係機関で役割分担をし、それぞれの立場で支援を継続することで、児童生徒を取り巻く環境が整えられ、問題改善につながった事例もあった。
- 拠点校以外からも派遣の要請があり、ケース会に参加して、支援策の道筋をアドバイスすることで、停滞していた教員の動きが前進するようになった。
- S S Wが家庭訪問や関係機関との連絡をとるという実働をすることで、成果があがっていることはもちろんであるが、教職員が関係機関とのつながり方や家庭との効果的なやりとりのしかたについて学び、チームで動いていくきっかけづくりとなった。

### 【相談実績（回）】

	支援児童生徒数	訪問件数	ケース会議開催数	機関連携件数
H23	56	233	63	119
H24	67	207	55	116
H25	119	231	65	118
H26	104	164	67	166
H27	115	204	44	156

\*訪問先 …学校、家庭、市教委、関係機関等

\*機関連携…児童家庭福祉関係 保健医療関係 警察関係等

### （2）今後の課題

- S S Wの絶対数が少なく、継続的な対応やタイムリーな派遣ができないことがある。
- S S Wが介入すべきケースに着実に対応できるように、S S Wの役割を更に学校に周知する。
- 介入すべきケースを教育委員会が把握できるようなシステムづくりが必要である。

# 富山市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカー（SSW）の推進体制について（平成27年度）

### （1）SSW配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うSSWを配置し、教育相談体制を強化する。

### （2）配置計画上の工夫

単独校型（1校に年間を通じて派遣する）は、小学校11校、中学校4校。拠点校型（拠点校を中心に近隣小中学校に適宜派遣する）は、小学校3校、中学校5校。派遣型は、市教委で370時間確保し、必要に応じて派遣した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数（資格）：SSW8名（延べ人数：社会福祉士6名、精神保健福祉士2名、小学校教諭1種1名、特別支援学校教諭1名、小・中・高等学校1種〈家庭〉1名）
- 勤務形態（1校当たり）：70時間（週2時間×35週）＝17校、140時間（週4時間×35週）＝6校、市教委370時間

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 家庭と学校、関係機関をつなぐSSWのネットワークを最大限活用して、児童生徒の良好な学校生活、家庭生活への接続を目指し、関係機関、学校と綿密に連携しながら活動する。
- 連絡協議会を定期的に行い、活動の振り返りとSSW間の情報交換により、より円滑な支援活動が行えるように工夫するとともに、月に1度の研修会を開き、スーパーバイザーの助言の下にSSWとしての資質の向上を図る。
- 校長会等で支援体制の説明をするとともに、機会あるごとに各小・中学校に活動を紹介する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- 市SSW8名
- SSW配置小中学校の担当者 23名

### （2）研修回数（頻度）

- 月例研修会を月に1回（市SSW7名、スーパーバイザー1名）
- 連絡協議会を年に2回（市SSW8名、小中学校担当者23名）

### （3）研修内容

- 月に1回程度、富山市SSW研修会を開き、児童生徒や保護者と面談した際の事例や、ケース討論、講師等を招いた研修会の報告を行い、SSWとしての資質の向上を図った。また、年2回の連絡協議会では、現場に即した相談活動を目指し、来年度の活動計画案の検討を行った。

### （4）特に効果のあった研修内容

- 年度当初の連絡協議会では、スーパーバイザーからSSWの活動や活用方法、これまでの効果的な事例や今後の課題等を関係小・中学校の担当者に周知した。各学校の情報交換も含めて、担当者からは、的確なアドバイスと今後のSSWの在り方について示唆に富む講話を聴くことができ、その後の活動の支えとなったという声が聞かれた。

### （5）課題

- SSWによっては、校内を拠点と考えている人もいる。どのSSWにも、その知識を生かして、ネットワークの軽さを身に付けてほしい。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### (1) 貧困対策のための活用事例 (①)

##### 事例1 経済的支援が必要な家庭に育つ情緒不安定な小5女子

###### <現 状>

- ・ 家族構成は、父、兄（中2）と対象児童。母は離婚して出て行く。
- ・ 2年前、父親が交通事故のため、高次機能障害をもち、働けなくなった。
- ・ 住宅ローンが払えなくなり、SSWの支援のもと、自己破産の手続きをとる。
- ・ 父親は障害のため、新しい住居を決めたり、再就職を捜したりすることができない。本児は、朝食をとらずに登校することがしばしばある。
- ・ 近くに父方祖父母が住んでいるが、父親との関係が悪いため、祖父母は子どもたちへの支援を躊躇している。
- ・ 本児は、次第に登校を渋るようになり、担任の家庭訪問にも会おうとしない。

###### <SSWの対応等>

- ・ 父親とともに、介護保険手続きや生活保護の認定、市営住宅入居の手続きを行った。
- ・ SSWが職業安定所等を訪問し、就労支援を行った。
- ・ 学校関係者や児童相談所、医療関係者、保健師等を含めたケース会議を行った。
- ・ SCと連携し、本児や父親、祖父母、学校関係者と面談を繰り返し、親子関係づくりの支援を行った。
- ・ 担任等との面談を頑なに拒否していたが、SSWが同席したり仲介したりすることを提案した。

###### <成 果>

- ・ 衣・食・住が確保されたことで、本児は笑顔で学校生活を送ることができた。
- ・ 進路に関して考えることができなかったが、将来的には「高校進学を目指す」ことを明言し、学習意欲も高まってきた。
- ・ 父親は臨時採用を経て、1年後に正式採用となり、収入が安定した。
- ・ SSWと親子との面談が実現し、その後、担任と本児との面談につながった。

###### <課 題>

- ・ 障害をもつ父親と二人の子どもの家庭であることから、長期的な対応が必要である。
- ・ 家庭環境が複雑なため、SSWと家族との時間が不定期となってしまう。さらに、学校関係者とSSWとの共通理解の時間も確保しにくい。
- ・ 父親は金銭管理能力が低いため、経済状態がいつ破綻するか不安である。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) SSW活用事業の成果

- ・ 不登校児童生徒、問題を抱えた家庭の中で、教員のかかわりが困難な児童生徒・家庭に第三者的な存在であるSSWがかかわることで、学校・関係機関との接続が円滑になるとともに、生活改善の道筋が明確になり、児童生徒の学校生活や家庭生活の安定、生活規律の向上につながった。
- ・ SSWの支援活動によって、児童生徒の生活改善や家族の自立が目に見えてくることで、福祉・医療関係機関と学校とをつなぐSSWの役割を見直す教員が増えてきており、家庭の生活環境への働きかけについて、教員自身が関心をもち始めている。

#### (2) 今後の課題

- ・ SSWの活動が効果を上げる中で、人材確保等のための報酬金改善が急務である。そのためにも、どのようにSSWの活動を評価するかが、重要な課題となっている。
- ・ 学校現場の現状を理解した上で、問題を抱える家庭に対する接し方を学ぶために、SSWと教員との合同研修会を計画的に実施したい。



# 金沢市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校や教育委員会からの要請に応じ、問題を抱える児童生徒やその家庭に関わりながら、必要に応じて児童相談所や警察、家庭裁判所等の関係機関との連携役を果たす。

### （2）配置・採用計画上の工夫

本市には、福祉と教育との連携を図るための機関（金沢市教育プラザ、児童相談所も併設）があり、ここを拠点として各学校や関係機関等に出向けるよう職員を配置している。

また、課題がある多くのケース等については、複数のスクールソーシャルワーカーで訪問、面談に臨むなど、連携を取りながら個々のケースに対応するようにしている。

なお、平成27年度よりスクールソーシャルワーカーを1名増員し、相談体制の充実を図った。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数：3人

②所有資格：教員免許状

③勤務形態：1人当たり 週20時間×48時間（年間）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

本市条例「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」に基づく具体的な行動計画として策定した「子どもを育む行動計画2013」に以下のとおり記載し、パンフレットやホームページ等により、広報している。

#### 【記載内容】

4. 学校の行動指針 (1)小学校・中学校の行動指針 (2)豊かな心と社会性を育成します

◇教育相談体制を充実し、関係機関との連携を強化する。

5. 行政の行動指針 (7)学校教育等の充実 (2)心の絆サポーターの教育の充実

◇引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童への学校復帰支援機能の強化を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

児童相談所職員や中学校生徒指導担当者を対象とした研修を受講している。

### （2）研修回数（頻度）

年間12回程度

### （3）研修内容

- ・いじめ、不登校等、子どもの問題行動の状況や学校での取組状況について
- ・発達障害や児童福祉制度について

### （4）特に効果のあった研修内容

中学校生徒指導担当者の研修を一緒に受講することにより、要支援生徒の状況把握や学校との連携を円滑に行うことができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置・・・無し      ○活用方法・・・無し

### （6）課題

学校教育、児童心理や福祉制度など幅広い知識やカウンセリング技術が求められる業務であるが、スクールソーシャルワーカーに特化した研修を実施していない。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校解決のための活用事例（①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）、③不登校）

- 状況 小学校2年生時より連絡なく遅刻や欠席をするようになり、学年が上がるにつれ（平成27年度は小学校5年生）周囲を意識するあまり登校意欲がさらに低下した。その上、生活リズムが不規則になり、起床しないことも多くなった。親は登校について本人任せで、担任が家庭訪問や連絡を行っても応答が無いことが多い上、懇談会等も全て欠席するなど生活状況の把握さえ難しい状況である。また、未就学の妹弟は家庭保育で、検診や予防接種も未受診であり、食事や睡眠時間など基本的な生活や養育環境も心配な家庭である。
- 方針 学校からの要請で、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行い、本人や親との接触を図る。さらに、担任と連絡を取り合い、欠席時のケアを充実させ登校を促すとともに妹弟への支援を検討する。
- 概要 スクールソーシャルワーカーが週に1回程度の家庭訪問を開始し、本人、親と相談しながら学校と連携をとり、登校の促し、交流活動、学習支援（本読み、漢字等）を行った。本人に、友人関係の悩みや家の都合による欠席など理由や気持ちを確認した上で、教頭や担任、養護教諭を交えた相談の機会を設けるなど、関係性の構築に努めた。これにより、保健室登校やクラス環境に改善があり、週1～2日登校できる日が増えるようになった。また、母親に欠席時の連絡の必要性を説明したり、家庭訪問後に親から学校に報告を入れてもらうなど、両者を繋ぐサポートも行った。これらにより、宿泊合宿の際には、事前に経済的な理由もあり用意できない備品を学校から貸与を受けるための相談ができるまで関係の改善（連携）が見られ、無事に参加につなげることもできた。
- また、妹への支援として、母親に声かけし就学支援申請書の作成や、就学時検診のサポートも行い就学へと繋げられた。現在も、定期的に金沢市児童相談所と情報交換を行い、見守りを継続している。

#### 【事例2】不登校解決のための活用事例（③不登校）

- 状況 中学校1年生時より欠席傾向となり、3年生時には欠席が続くようになる。しばらくは、担任は本人と会えていたが、本人に登校意思が全くない上に、親の指導力もなく本人任せとなっていた。学校は親と連絡が取れず、家庭訪問を行っても親には会えない状況にあり、スクールソーシャルワーカーにより訪問についての同意も得られない状況にあった。
- 方針 スクールソーシャルワーカーの立場から訪問の必要性を強く感じたため、教育相談担当教諭と相談し、担任の家庭訪問に同行する形で関係を構築していき、親の了解を取った後、本人の卒業・進学に向けた支援をしていく。
- 概要 9月から週に1回程度の家庭訪問を開始（昼夜逆転等のため、会えない場合も手紙を投函し激励）し、本人との交流を深める中で、本人の長所がたくさん見受けられたため、自然と褒める場面が多くなり、本人も創作活動（切り絵、折り紙など）にも積極的になっていった。また、本人や母親に本人の良いところを直接話したり、学校へも同じ報告をしていることを伝えるなど、学校と家庭をつなげるように意識してサポートした。その後、学級担任との連絡を密に行い、調整するなかで母親と担任を会わせることもでき、母親から進路の件で自発的に相談の連絡をするまでに関係を改善できた。
- その後も、本人と関わりながら登校を促した結果、12月から卒業までほぼ毎日登校し、教室で授業を受けられるまでとなった。卒業式も無事に出席し、公立高校進学へとつなげることができた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校と児童生徒が関わりを持っていない状態であったものが、スクールソーシャルワーカーが関わりを持ったことで、登校（相談室、別室等を含む）の機会につなげられ、学校やその他の人と関わりを持てるようになった等、成果があったと思われる件数は平成27年度で32件中29件あった。（参考 平成26年度 30件中14件）

#### （2）今後の課題

児童生徒が抱える問題（背景にある家庭環境）は多様化、深刻化しており、幅広い知識（非行、貧困、虐待、発達障害など）や対応力が必要となることや、小・中学校の連携をベースに各学校が組織的に対応できるように関係機関（児童相談所、福祉、医療、警察、地域など）との連携（チーム体制）のさらなる強化を図っていく必要があるが、連携する機関が増えるほど、スクールソーシャルワーカーの負担が増加してきている。

# 長野市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒や課題を抱える児童生徒について、家庭や学校等を訪問して本人やその保護者に対して教育相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携して支援などを行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

教育センターにSSWを配置し、教育センター所属の学校訪問相談担当指導主事や登校支援サポーターと連携して課題解決にあたる。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 1人
- ・資格 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者  
教育及び福祉の両面に関して必要となる専門的な知識を有し、SSW等としての実務経験を3年以上有する者
- ・勤務形態 派遣型 1回あたり原則5時間を上限とする。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・「活動方針等に関する指針」は策定していないが、SSWを含め相談機関をまとめた「学校と家庭を支える相談支援体制図」を作成し、校長会、教頭会、教育関係者対象の研修会で周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカーを含む教育相談関係者

### （2）研修回数（頻度）

- ・長野市教育センター学校訪問相談担当指導主事会議（月1回程度）
- ・長野市教育相談関係者合同研修会（年3回）
- ・登校支援コーディネーター研修会（年3回）

### （3）研修内容

- ・長野市教育センターで、取り扱っている相談ケースの事例検討
- ・不登校支援や特別支援の関係者が集まり、学校単位で取組んでいる相談ケースの事例検討
- ・関係機関等業務内容研修

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・定期的に学校訪問を行っている学校訪問相談指導員との「相談ケースの事例検討」は、実践的であり各学校の支援体制の状況を知る上でも有効な研修となっている。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置
  - ・設置なし
- 活用方法

### （6）課題

- ・市のSSWは1人なので情報交換が難しい。県や近隣自治体のSSWと連携を図ることが重要である。
- ・スーパーバイザーによる定期的な研修も、SSWの資質向上のためには必要不可欠である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】生活を安定させるための活用事例（①）

##### ○児童生徒・家庭の状況

- ・対象児童生徒：兄弟（共に中学生）
- ・家庭：ひとり親家庭（母親…精神疾患により通院中）

##### ○支援内容

- ・学校事務職員から「当該家庭の学校集金の未納額が10万円を超えた」との報告を受けた教頭がSSWの派遣を要請。
- ・SSWが母親との面談の中で借金があり、働けない身体状況にあるため困窮状態にあることを把握。
- ・当該家庭の状況について、事前にSSWが市の生活保護担当に相談。
- ・日を改めて生活保護の相談に行った母親の不安感を減らすためにSSWが同行。また、的確に家庭の状況説明ができない母親のサポートをSSWが行い、2度の相談の後、生活保護の受給に至った。

##### ○改善結果

- ・生活保護の受給により、生活の見通しが立ち、学校への滞納金を支払うことができた。また、医療費の心配が無くなったことで、母親の通院が再開され、生活全体の安定が図られた。

#### 【事例2】登校支援に向けた活用事例（③）

##### ○児童生徒・家庭の状況

- ・対象児童生徒：中学生男子…友だちとのトラブルから不登校となる。昼夜逆転。進学に対し否定的。
- ・家庭：母、弟（ひとり親家庭・生活保護受給中）

##### ○支援内容

- ・学校からの要請を受けたSSWが自宅を訪問。面談の中でSSWが適応指導教室への通室を勧めた。
- ・数回の自宅訪問による面談により、対象生徒が適応指導教室への見学を決め、その見学に同行した。
- ・同時にケースワーカーや生徒の弟に関わる保健師とも連携し、登校に向けた話し合いを重ねた。また、保健師から正しい生活リズムで過ごすための助言もらった。

##### ○改善結果

- ・当初、進学を否定する発言をしていたが、SSWと面談する中で、「進学したい。」という気持ちが芽生え、学習への意欲が出てきた。
- ・適応指導教室へ週2回の通室から開始し、徐々に通室日数を増やすことで生活リズムの安定を図った。
- ・中心となる役割を在籍校と適応指導教室の職員へ引き継ぎ、登校に向けた支援を継続している。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

不登校、家庭環境の問題、発達障害に関する問題など支援の対象となった児童生徒（小学校25人、中学校15人）に対し、35ケース（年間463時間）の相談・支援を行った。

また、学校教職員がなかなか入っていけなかった家庭内に問題を抱える児童生徒について、家庭訪問、支援会議、関係機関との連携を積極的に行い、関わったケースのうち問題が解決もしくは事態が好転したケースは昨年度29.0%であったものが42.8%に上昇した。

#### （2）今後の課題

- ・家庭に課題を抱える児童生徒の増加から、SSW派遣のニーズが高まっているが、現行の1名体制では、それに応えることが困難になってきている。
- ・SSWを含む「学校と家庭を支える相談支援体制図」に基き、学校関係機関だけでなく、福祉・医療などの様々な関係機関との連携を更に充実させていく必要がある。

# 岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の生徒指導上の問題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛け支援を行う必要がある。そこで、SSWを岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”（以下、センター）内に2名配置。事案に応じて、学校への訪問や関係機関との連携、家庭訪問、ケース会議の企画等を行うことで、生徒指導上の問題に対応し、学びや育ちのセーフティネットとしての機能を果たすとともに、各学校の相談・支援体制を整備する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

センターには、本人、保護者、学校、地域、関係機関等、様々な人から相談が入り、平成27年度に対応した相談や支援は、のべ12,420件に上る。この中には、子どもへの支援だけでなく、家庭と学校及び関係機関が連携を図りながら進めなければならないケースが増加しており、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術が必要になる。また、発達障がい等に関する相談も多いため、特別支援教育分野に精通したSSWも配置し、複合的な事案のコーディネートを担うことで、市内すべての学校を支援できるようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：2人                      資格：教員免許（小学校、中学校、特別支援）

勤務形態：嘱託職員（週5日、28時間45分勤務）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSW活用事業のねらい、職務内容、情報共有の在り方等を記載。センターのリーフレットや活用ナビブック、要覧等を作成し、各学校等に配付することで、SSWの活用について周知を図った。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・SSW及びセンター内の各相談員

### （2）研修回数（頻度）

- ・年間19回

### （3）研修内容

- ・児童生徒の問題行動、発達障がい、虐待、生活困窮、就労問題等の子ども・若者を取り巻く課題とその対応等について

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・社会福祉、司法、教育等、多機関の職員が参加した「生活困窮者支援事例検討会」
- ・発達障がいを持つ若者の体験談

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置                      ・SVの設置は行っていないが、児童精神科医、小児科医、弁護士、臨床心理士等、
- 活用方法                      センター内に配置されている専門アドバイザーから助言をもらっている。

### （6）課題

- ・本市のSSWは、生徒指導や福祉との連携等について経験豊富な教員OBを雇用しているため、個人の持つ経験値に頼っている部分が多い。今後の増員に向け、経験の浅いSSWを職場で育成するための研修体制を構築する必要がある。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】 貧困、不登校、虐待等の問題をチームで解決するための活用事例（① ③ ④）

多額の借金及び両親の養育能力のなさから、本児は小学校へ通わせてもらえず、家では紙おむつをはめ、昼夜逆転の生活を送っていた。集団生活の経験はなし。本児が癩癩を起こすと祖父がヒステリーを起こすため、別居中の父を呼びつけ、母は本児を車中で激しく叱り、首に手をかけたこともある。母は精神的に不安定で、病院へ通院するも経済的な理由から継続せず、医師の助言に逆切れを起こすこともあった。

センターでは、SSWがケース会議を開催し、市教委や児童相談所、警察、学校等関係機関を交えて支援を分担。SSWと市教委、学校職員による家庭訪問、センター職員による本児へのトイレトレーニングを含むSSTや学習支援、母へのカウンセリング、小学校への入学手続きの同行支援等を行った。さらに、虐待防止のための警察による地域での見守り、生活福祉課による金銭管理の指導、市教委への就学援助申請手続き等の支援をSSWがコーディネートし、必要に応じ同行支援を行った。

両親ともにあちこちへ相談するものの、そこでの助言に対しあれこれと言いつきを繰り返し、就学の義務を果たそうとしなかった。しかし、就学援助により経済的不安が軽減されたことや、複数機関で家族を支えたこと、何より子どもに力を付けることで、子ども自身が登校を希望するようになり、登校できるようになった。また、母子分離の時間ができたことで、虐待のリスクも軽減された。

#### 【事例2】 親の精神疾患や子どもの発達障がい絡む問題を解決するための活用事例（③ ⑤ ⑥）

長年、家庭児童相談係が相談を受けていた家庭だが、平成27年度に、精神科への入退院を繰り返す躁鬱病の母から連日相談の電話が入るようになり、同時に他機関からも、この親子について相談があったため、SSWが家庭訪問を開始した。本児も発達障がいを抱え、精神科への入院歴もあり、不登校状態であった。体を鍛えることにこだわりを持つ本人を屋外へ連れ出すきっかけとして、スポーツジムに誘い、SSWが同行支援。スポーツジム内で一緒にトレーニングを行う中で人間関係を醸成。同時に、学校や病院、障がい福祉課、発達支援事業所、健康センター、児童相談所を交えたケース会議にて、支援を分担。母の主治医による「養育不可能」との診断を受け、一時的な母子分離が必要との判断から、SSWが、本人、両親を説得の上、児童心理療育施設への入所へつないだ。その後、本人は落ち着いて集団で生活し、学習にも取り組んでいる。母親との関係も落ち着き、母自身の病状も安定した。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

岐阜市では、平成25年度の途中からSSWを配置。当初、教育委員会に配置し、必要に応じ学校へ派遣していたが、平成26年度からは、子ども本人や保護者、学校職員、関係機関等から直接相談が入るセンターに配置し、子どもや保護者への直接アプローチだけでなく、複数機関による支援をコーディネートする役割を中心に据えた。その結果、連携先や対応できるケースが下記のように増加し、問題を解決に導けるケースが増えた。学校から、ケース会の開催依頼も増えている。

	対応学校数	対応児童生徒数	訪問回数	ケース会議開催数	連携機関数
H25年度	小1 中5	小3 中50	326	15	3
H26年度	小41 中20 高2 特1	小64 中38 高2 特5	92	81	75
H27年度	小41 中22 高3 特4	小97 中45 高3 特9	147	91	278

#### （2）今後の課題

SSWについての周知が進み、学校等からの要請が増加しているため、増員を検討する必要があるが、専門性を備えた人材の確保が難しい。高い専門性を求められるため、採用後の研修体制を構築するとともに、その研修期間を確保できる財政的な保証が必要になる。

# 豊橋市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市が抱える教育課題として、外国人児童生徒の指導と不登校対策があげられる。学校や関係機関、関係者と連携して対応できるように、学校のニーズに応じた専門機関への接続や情報交換の場の設定、ケース会議の開催など、充実した相談システムを構築し、問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

豊橋市役所と豊橋市教育会館の2カ所にスクールソーシャルワーカーを配置し、外国人相談員や一般教育相談員と連携し、早期に課題解決に至るようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：2名(外国人児童生徒教育相談コーディネーター、教育支援コーディネーター)

資格：外国人児童生徒教育相談コーディネーターについては、資格なし（ブラジルの教員免許あり）  
教育支援コーディネーターについては、教員免許あり

勤務形態：嘱託員とし、1週あたり31時間の勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等を校長会議や担当者会で周知

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー2名、スクールソーシャルワーカー担当指導主事2名

### （2）研修回数（頻度）

- ・本市生涯学習課主催の研修会・協議会（年5～6回）
- ・東三河地区教育相談研修会（年2回）
- ・県主催による、こども・若者支援ネットワーク研修（年1回）

### （3）研修内容

- ・不登校、ひきこもり、発達障害、生徒指導についての事例検討研修
- ・各関係機関主催の理論研修や実践発表

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・講師（大学教授）、福祉分野の専門家、臨床心理士を交えた理論研修や困難事例等の検討会を通して、学校支援の具体的な方法を知ることができた。
- ・こども・若者支援ネットワーク研修会に参加して、地域の取り組みを知り、児童生徒・保護者へ適切な支援を試みることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・設置 なし

### （6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの配置が初年度であり、手探りの状況の中で学校・児童生徒・保護者を支援してきた。スクールソーシャルワーカーの本来的なスキルを高める研修を計画したり、その機会を保証したりすること。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校解決のための活用事例（③不登校、⑥その他）

4年生の女子児童Aは、幼稚園のころから登校渋りが見られたが大きな不登校には至らなかった。小学校2年生の時に大好きな祖父が死亡したころより登校しない日が増えた。両親は離婚し母子家庭である。

小学校4年生になり無理に登校させようとしても登校しないAに不安を感じた母親は、医療機関、スクールカウンセラー等様々な機関に相談をした。「発達障害である」「愛着障害である」「無理に登校させなくてよい」等見立てが違ふことに不安を覚えた母親からスクールソーシャルワーカーへ相談があった。

スクールソーシャルワーカーは、本人、母親、祖母とも面談を重ね、学校に登校することへの切望を聞く。

スクールソーシャルワーカーは、学校に対してケース会議を提案し、学校・関係機関、スクールカウンセラー、教育委員会も含めて3回ほど開催した。情報を共有し、情報を整理することで、それぞれが支援に向けて役割分担を考えることができた。母親に支援方針を伝え、連携し共に登校に向けての働きかけを行うことを共通理解することができた。

それぞれの立場で役割分担を本人と保護者を支援したことで、徐々に別室であるが登校することができた。

#### 【事例2】外国人児童生徒支援のための活用事例（①貧困対策）

平成25年に、小学生の兄妹を連れてフィリピンより母子家族が、日本の父親のもとに来日した。当初は、父親のもとで暮らしていたが、平成27年に離婚することになった。母親は経済的基盤が失われたため、家賃が安い市営住宅に申し込み、長い間待つようやく入居となった。

小学生の兄妹は中学校3年生と小学校6年生に進級していたが、中学生の兄は特別支援学級に在籍しており、時々周囲に迷惑をかけることがあり、母親は悩んでいた。ある日、兄が妹と一緒に妹の友達の家遊びに行った時、兄が妹の友達の家でトラブルを起こしてしまった。妹の友達の両親は激怒し、フィリピン人の母親に対して、市営住宅を出ていくように迫ったり、近所に悪い噂を吹聴したりした。さらに、市営住宅の自治会長に市営住宅を出ていく内容の通知を出させた。

スクールソーシャルワーカーは、問題が教育分野にとどまらないことから、外国人相談のある本市の多文化共生・国際課と、市営住宅を管理する本市の住宅課を交え、対応を協議した。住宅課も問題を把握しており、両者が納得する形の解決を模索していた。結局、同じ市営住宅内で少し離れた場所に空き室ができたことで、フィリピン人家庭は転居し、引っ越し費用の負担や子どもの転校を免れることができた。また、住宅課や自治会長から抗議をした両親を説得してもらい、両者納得の上、現在も落ち着いて生活している。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校への生活サポート巡回訪問、校内研修での講義、ケース会議での助言等により、教職員にチーム支援体制への認識が高まった。そして、学校支援サポート体制が整うことにより早期に配慮が必要な児童生徒に対して、適切な関係機関への連携を図ることができた。

平成27年度のスクールソーシャルワーカーの相談件数は、個人が655件である。初年度である平成26年度は559件で100件あまり増加しており、有効活用されていると考える。

一方、平成26年度の外国人児童生徒の相談件数は、個人が611件、学校等団体が802件だったが、平成27年度は、個人が679件、学校等団体が927件であり、26年度より増加している。外国人児童生徒の保護者にスクールソーシャルワーカーによる相談活動が周知され、有効活用されていると考える。

#### （2）今後の課題

- 教育力の低下している家庭が増加している。家庭環境の改善を図ることで不登校問題を解消すると考えるが、そのためには多くに時間を要する。スクールソーシャルワーカーを増員する必要がある。
- 学校支援サポート体制の構築を図るには、他の教育相談関係機関やスクールカウンセラー等との連携のあり方、及び効果的な支援方法を検討する必要がある。
- 外国人児童生徒相談対応のスクールソーシャルワーカーはポルトガル語対応であるが、毎年フィリピン人が増加しているので、タガログ語対応の支援体制が急がれる。
- 発達障害など特別な支援を必要とする外国人児童生徒も増加していることから、関係機関と連携しスムーズに対応できる体制整備が急がれる。



# 豊田市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 不登校やいじめ等様々な問題を抱えた児童・生徒に対する支援を行う。
- ・ 学校だけでは対応しきれない複雑な問題を抱えた事例に対する支援を行う。
- ・ 多職種が勤務する職場内の調整

### （2）配置計画上の工夫

- ・ 豊田市教育委員会の相談機関である豊田市青少年相談センターに、4名常勤している。中学校校区ごとに担当を決め、担当校と継続的に関わることで、学校・地域に応じた支援をしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 豊田市青少年相談センターに、非常勤特別職として社会福祉士の4名を配置している。
- ・ 1日7時間 週5日勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

#### <方針>

- ・ 子ども・青少年（以下「青少年等」）の悩みごとや青少年等を持つ親の悩みごとについて面接相談、また必要に応じて訪問相談を実施する。併せて、学校・地域・関係機関と適切な相談・援助を進めることにより、青少年等の健全育成を図ることを目的とする。

#### <周知方法>

- ・ 学校等教育関係機関に青少年相談センター利用の手引きを配布する。
- ・ 学校訪問時に説明する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

豊田市青少年相談センター内での研修(月1回程度)

愛知県主催の連続講座へ参加(全10回) SSWrSVによるスーパービジョン(4回)

### （3）研修内容

- ・ あいちSSWr実践研究会(全10回)
- ・ パルクとよた公開セミナーへの参加(青少年相談センター主催 一般市民向け研修 年8回)  
内容;発達障がい、虐待、不登校、子育て不安等
- ・ SSWrによる貧困事例ワークショップ ・愛知県主催の発達障がい支援指導者養成講座への参加

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ あいちSSWr実践研究会(SSWr、教員、行政職員など他職種とともにSSWについて学べた)

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 青少年相談センター全体のSVに加え、SSWrに特化したSVのための予算を確保し、27年度は外部のSSWrによるSVを年に4回実施した。

#### ○活用方法

- ・ 担当する事例に対してのSVを受け、助言や指導を受け、また緊急対応について学んだ。

### （6）課題

- ・ SV体制の定着、SSWr活用について、豊田市としてのビジョンを確立する必要性を感じている。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】ネグレクトが疑われるケースを専門機関につないだケース（④）

母から当相談センターへ電話があり、子育てができないと相談があった。母子家庭で母と3人の子がいる。以前は市の子ども家庭課や児相が支援していた家庭であったが、近所から虐待通告を受けたことをきっかけに関係を絶っていた。母から話を聞くうちに、家庭がゴミ屋敷状態となっていることや、食事や洗濯などの家事も満足にできていないことがわかった。学校も、児童の様子から食事や衣類の世話が十分になされていないと心配していた。ネグレクトも疑われるため緊急に市へ相談、母に対しては気持ちに寄り添いながらも、専門機関の支援の必要性を伝え、子ども家庭課や児相へつなぎなおした。学校・専門機関で家庭を支援するネットワークができ支援中である。

#### 【事例2】落ち着きがなく、他児とトラブルが頻発。母と学校の関係も悪いケース（⑥）

小学校からSSWRへ相談が入る。学校と協議、本人のストレングスに着目した校内支援体制を整えるとともに、母とSSWRが面接。母子家庭で生活に困窮していることや母には持病があって仕事ができないことがわかった。市の窓口とは関係が悪く相談することに抵抗感を持っていた。SSWRは課題を整理し、経済的支援や福祉制度が受けられるよう市窓口へ同行支援した。本人は発達センターへつながり、投薬治療も始まったことで、学校でのトラブルも激減。母はトラブルの電話が学校から入らなくなったことや経済不安がなくなったことで安定し、学校との関係も改善した。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

<支援実績>

- ・研修、講演活動 19回
- ・訪問活動 542回（学校訪問389回 家庭訪問70回 関係機関83回）
- ・ケース会議 172回（教職員130回 関係機関42回）
- ・継続支援件数319件中 問題が解決73件（22.9%）、好転65件（20.3%）

#### （2）今後の課題

- ①豊田市は、小中学校合わせて、103校（特別支援学校を合わせると104校）あり、SSWRは相談センターからの派遣型として活動している。1人あたり、30数校を担当しているため、一つのケースに対しての時間のかけ方や訪問頻度の調整をする必要があり、継続したケースへの関わりが密に行いにくい。
- ②豊田市は、今年度、4人のSSWRの内、経験豊富なSSWRが2人退職し、他市町に異動するということがあり、新任2人をはじめ、4人全員が経験4年未満という状態になってしまった。SSWR自身の高い専門性、力量がより求められるようになってきており、専門性を有したSSWRの確保と、力量向上が急務である。

# 豊中市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為その他の学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・小学校8校に、原則として2週間に1回、1日6時間以内、年間18回以内とした。
- ・効果的な配置や活用方法について検討するため、平成24年度（2012年度）～平成27年度（2015年度）は、1校あたりの配置時間・派遣回数を毎年変更し、試行してきた。平成28年度（2016年度）以降については試行した中で効果的であると考えられ方法を継続する予定である。
- ・配置校以外の小中学校については、従来通り、派遣の要請に対して日程調整を行い、スクールソーシャルワーカーの年間活動時間数の範囲内で派遣を行った。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：4名のスクールソーシャルワーカーと1名のスクールソーシャルワーカースーパーバイザー。
- ・資格：社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかの資格を所有している。
- ・勤務形態：活動時数は配置に960時間、事案に対する派遣が270時間、スーパーバイザー年間30回。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を作成し、活用のねらいや職務内容などを明示し、スクールソーシャルワーカーや配置校に配布し、周知している。また、派遣要項を校長会議で配布するなど、周知に努めている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
- ・定期的派遣（配置型）校の管理職・担当者（年間3回）

### （2）研修回数（頻度）

- ・月に1回（年間12回のスクールソーシャルワーカー連絡会を開催）

### （3）研修内容

- ・事業についての市の方針、目的等の共有 ・事例検討会 ・定期的派遣校での実践交流、事例検討
- ・教職員対象の不登校対応研修に参加
- ・児童福祉部局、スクールカウンセラー、中学校不登校担当者等との情報交流会

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討会・・・実際の事案をスクールソーシャルワーカーが出し合い、よりよい支援の方法を検討するとともに、スーパーバイザーが指導と助言を行う。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置あり ○活用方法・実践、事例検討における指導と助言 ・ケース会議参観による助言
- ・長期欠席児童生徒連絡会での助言 ・困難事案に対する助言、対応

### （6）課題

- ・平成25年度よりスクールソーシャルワーカーが複数名活動するようになった。市長部局、他機関連携などの方法の研修と交流、ならびに事例検討等を通じてスクールソーシャルワーカーの質を一定以上に保つための研修内容を考えていくこと。
- ・教職員がスクールソーシャルワーカー活用についての知識やスキルを身につけていくこと。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境の問題のための活用事例（①・④）

当該児童は、保育園の時から見守りを継続してきている家庭である。生活保護ケースワーカー・市の児童福祉部局、保育園とも連携し、対応を行っている。保護者が精神的に不安定で、学校の対応が意に添わないことが気になって訴えてくることもあり、対応には苦慮していた。児童への食事を抜いたり、叩いたりすることもある。スクールソーシャルワーカーが中心となって複数回のケース会議を重ね、保護者への対応を検討した。保護者が不安に感じる要素を取り除くことで、保護者の精神的安定を保つことができた。また、学校に対する児童の安心感にもつながっていった。

#### 【事例2】暴力のための活用事例（⑤）

当該児童は、友だちとのトラブルが多く、学年が上がるごとに友だちや教員への暴力がエスカレートしていった。まず、当該児童の授業中の様子を観察し、担任、生活指導担当教員、スクールソーシャルワーカーで情報交流を行い、実態把握を行った。次に、児童と児童の保護者に対してどのように関わっていくかを考え、プラン作りを行った。その後、市教委教育相談部局、学校担当指導主事、スクールソーシャルワーカー、学校でケース会議を行った。今後の方向性と役割分担を行い、連携して支援を行うことができた。児童の暴力も少なくなり、保護者も担任や生活指導担当とつながることができた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

関係機関等とのケース会議の開催回数が前年度比約2.5倍（18回→44回）、扱ったケース数1.5倍（20件→29件）、参加教職員数約1.2倍（99人→120人）、参加関係機関の人数約1.9倍（35人→66人）となった。スクールソーシャルワーカーの活用方法として、教職員等とのケース会議だけでなく、関係機関等との連携ケース会議が位置づいてきていると考えられる。

#### （2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの業務内容の認知が進むにつれ、特に小学校でのニーズは高まってきており、定期的派遣を行う小学校の調整が困難であった。
- ・事案対応のための派遣については、派遣を要望する事案の増加に十分に対応しきれず、緊急的な派遣の要請が学校からあっても、スクールソーシャルワーカーとの日程調整が難しく、しばらくの間、学校を待たせてしまうことがあった。
- ・校内での指導体制づくりを目標に、配置校を拡充しているところである。しかし、各学校がスクールソーシャルワーカーの活用方法を確立しきれておらず、十分な効果を得られる運用がされていないことがある。スクールソーシャルワーカーへの研修を行うと同時に、スクールソーシャルワーカー活用について、管理職、担当者等にも研修を深めていくだけでなく、教職員全体への周知が必要になってきている。

# 高槻市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童虐待等での家庭環境の課題や問題行動の低年齢化が進む中、その背景に潜む問題を広い視野でとらえずばやく関係機関と連携をとることで、充実した学校生活や家庭環境を構築するため。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・中学校区の小学校には同じスクールソーシャルワーカーが活動できるように配置した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：41小学校に1名ずつ。全22名（中学校区の小学校で活動）
- ・資格：社会福祉士の免許を有し、小中学校での相談活動等の経験がある者、若しくはそれに準じると教育長が判断したもの。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

市主催のスクールソーシャルワーカー連絡会にて、スーパーバイザーに活動方針等を説明してもらい、各学校の窓口となる教職員とスクールソーシャルワーカーに周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・市内小学校に配置されているスクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

- ・連絡会年間5回
- ・自主研修会5回

### （3）研修内容

- ・活動における事例研究
- ・中学校の生徒指導主事との交流
- ・中学校区に配置されている不登校等支援員との交流

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ケースの事例検討
- ・生徒指導主事との交流

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・スーパーバイザーの設置をしている。
- ・活用方法：困難な事例に対してのスーパーバイズや研究会での指導助言

### （6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーとしての専門性の向上を図ること。
- ・的確なアセスメント作成のもと、組織として活動すること。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】一時保護解除後の家庭支援体制構築の活用事例（③不登校、④児童虐待、⑤暴力行為、⑥発達障害）

本児： 不登校傾向があり、学校は毎日電話と迎いの登校支援対応をとっていた。迎えにいくと教員に甘える様子があり、学校では関心を引こうとする言動がある。気に入らないことがあると感情抑制が効かずに切れてしまい、児童間暴力や対教師暴力を起こしていた。学校や友達は好きだが、学力はかなり低く、自己肯定感は低い。

家庭環境： 一人親・生活保護受給家庭。事故により、障がいをもつ母、高校の兄、深夜徘徊と外泊を繰り返す中学の兄と本児。両親はすでに離婚しており、近隣に母方祖父母がおり、食事は祖父母宅でとることが多い。父母や祖父母の暴言や面前暴力は小さいころから経験している。虐待通告は複数回ある家庭であり、市要対協の要保護児童にもなっている兄弟である。

一時保護： 深夜に母や祖母は本児が言うことを聞かないことを理由に本児を自宅から追い出す。本児は自転車で父宅へ移動し、父の出勤までを過ごしていた。早朝に自宅へ戻り、近くの公園などで眠るということ一度々繰り返していた。学校がこの事実を知り、再度虐待通告を行い、一時保護に至った。一時保護中に行った発達検査結果の数値は低く、本児が抱える課題が明確になった。

SSW 介入： 保護前に祖父との面談を行い、母及び祖父の虐待行為に対して話をした。一時保護中児童の様子を担当教諭に確認すること、保護解除に向けての受け入れ体制の助言を行った。保護解除のための外部連携ケース会議に出席し、解除時の児相と保護者の確約内容の確認と学校からの確約要望（登校の押し出し、支援級入級手続き）をとることができた。見守り体制に関してCSWを学校とつなぐことができ、生活保護ワーカーとのコンタクト及び情報共有が可能となった。現在、母に週3回家事援助等の障害福祉サービスが導入され、CSWとケアマネージャーが定期的にコンタクトを取り、家庭状況確認がなされている。40日間の一時保護により、祖父の登校送り出し、欠席連絡はなされるようになり、本児の生活は以前よりは落ち着いている。

#### 【事例2】外部連携のための活用事例（③不登校、④児童虐待、⑥母の精神問題）

本児： 7月に市内他校から転入の小2女児。明るく社交的、注意欠陥・多動傾向あり。本児は「お父さんが学校に言っていないというまでは家から出られない」と発言したことから、担任教諭は時計の見方と登校時間を直接本児に教えた。それでも、登校時間でない時間に来ることがあった。

家庭環境： 一人親・生活保護受給家庭。父、生後6ヶ月の弟、本児の3人家族。児童養護施設に入所している1つ年上の兄があり、本児は以前から市要対協の要保護児童になっている。転校手続き時の父は無口で精神的課題が感じられ、意思疎通が困難であった。

SSW 介入： 生活福祉課の生保ワーカーと連携して定期家庭訪問に同行することに成功した。訪問により、家庭内の様子と父親の能力などがある程度把握できた。この後、父は子供2人を残して飲みに出かけ、父を捜しに夜間徘徊する本児が警察通報され、本児と乳児は一時保護された。外部連携ケース会議では短期目標として、保健師と生保ワーカーが就労支援を行う中で乳児の保育園と本児の学童保育利用に向けて動くことが方向となった。今後はCSWとのコンタクトも加えて、見守り体制の構築へさらに動くことになる。父の医療機関受診についても今後保健師を中心に行っていく。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・福祉的なアプローチが必要な児童、家庭等への支援を積極的に行うことにより、児童の学習環境が整備された。
- ・1032人に支援をし、401回の教職員とのケース会議、19回の関係機関とのケース会議に関わりスクールソーシャルワーカーの活用が増えている。
- ・小学校の貧困問題にスクールソーシャルワーカーが介入し、解消・好転したケースは約12%である。

#### （2）今後の課題

- ・社会福祉士の資格など、福祉の専門知識と、市の取組などの知識を併せ持った人材の確保と財源確保。
- ・市の非常勤職員にし、組織的な対応の強化を図る必要がある。

# 枚方市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、児童・生徒の学校生活の充実や家庭の教育力向上を支援することを目的とする。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・中学校区からの申請に基づき1中学校区に1名のSSWを中学校を拠点校として配置し、校区の小中学校における課題について支援を行うとともに、小中学校からの要請により、随時SSW及びSSW・SVの派遣を行う。
- ・他の専門家とともにひらかた学校支援チームの一員として、通常時の学校訪問及び緊急支援を行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー1名、スクールソーシャルワーカー1名
- ・資格：社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許
- ・勤務形態：SSWの拠点校における配置及び要請に基づく緊急支援は年間40回（1回4時間）  
スーパーバイザーの派遣は年間15回（1回3時間）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・活用に関して、校長会等で周知するとともに、管理職・生徒指導主事等を対象とした説明会を行い、スーパーバイザーが活動内容等について説明を行っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー

### （2）研修回数（頻度）

年間8回

### （3）研修内容

- ・スクールソーシャルワークの技法について（スーパーバイザーによる指導等）
- ・個別ケースについての検討等

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・対応している事案について、スーパーバイザー、SSW、指導主事が具体的な対応方法の検討を行った。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 設置あり

○活用方法

- ・SSWの配置校でのスーパービジョン及び校内研修会等実施に向けた準備及び指導
- ・教職員（管理職、生徒指導主事等）研修の講師
- ・緊急事案に対する支援。
- ・枚方市いじめ問題対策連絡協議会委員 他

### （6）課題

- ・スーパーバイザーが他職と兼任しているため、日程調整が困難。
- ・スクールソーシャルワーカーの資格について、今後検討が必要。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校気味である児童への小中連携した対応の活用事例（③、④）

小学校6年女子。低学力で不登校傾向がある。兄は中学校に在籍しているが、問題行動が顕著であり、自宅が兄の仲間のたまり場となって、当該児童が不適切な養育環境におかれているのではないかとの疑いがあった。学校からの要請で、SSWが状況を確認。当該児童の担任や元担任からの情報を整理しアセスメントする中で、中学生の兄の状況についての情報収集の必要性が判明した。

小中学校の連携のもと、ケース会議を開催する。保護観察中の兄の行動が遵守事項を守っていないことや、当該児童が兄の交友関係に巻き込まれている危険性が懸念された。さらに保護者が子どもたちを適切に監護出来ていない状況から、ネグレクトの疑いありと判断。関係機関への通告の必要性について確認するに至った。

今後も小中の連携が必要であるとの共通認識を持ち、ケース会議の継続を確認した。また小学校における生徒指導組織のあり方について、SSWとともに検討を行った。

#### 【事例2】前籍校で友人関係でトラブルがあり、さらに父親のDVから逃れて転校してきた不登校生徒への対応への活用事例（②、③、④）

中学校1年生女子。父の家庭内での暴力から逃れるために、2学期初めに母と弟とともに転居し、転入。初日は登校したが、その後登校できなかった。担任が家庭訪問をするも、部屋から出ず、独り言のような声が聞こえるのみであった。SSWの指示で情報収集を行い、ケース会議を実施。転入生のため情報は少なかったが、前籍校で友人関係のトラブルがあり解決できず、学校不信に陥っていると考えられること、その上父親の状態が悪化し、逃げるようにして今の生活が始まっていることを確認。不登校を祖父母に責められ自室に閉じこもる状態であった生徒に対し、担任が家庭訪問を継続して声をかけること、本人の強みを生かすような関係づくりをすることをSSWより助言した。

本人が校内適応指導教室に入る意志を示したため、校内適応指導教室への登校が始まり、別室学習を行うようになる。他の生徒とのトラブルが起こることもあり、また前籍校でのトラブルが解決していないことに本人はわだかまりをもっているが、本人の思いを担任、母親が受け止めていく中で、自教室への登校回数も増えていった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWを学校に配置し、拠点校としながら活動を行なうことで、SSWと教職員が学校の状況を共有しながら対応できるため、より深い理解の下ソーシャルワークを行う事ができ、SSWへの信頼感が一層高まった。
- ・学校からの要請に対し、緊急派遣を行うことで、学校の対応の幅が広がり、より児童・生徒、保護者に寄り添った対応ができるようになった。（平成27年度配置・派遣回数52回）

#### （2）今後の課題

児童・生徒の抱える課題が多様化・複雑化する中で、SSWの必要性は大きくなっており、より専門性の高いスクールソーシャルワーカーが求められているが、人材確保が難しい。今後資格案件についても検討する必要がある。



# 東大阪市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の不登校や問題行動等の背景には、子どもを取り巻く環境が大きな影響を与えていることを鑑み、このような事例には関係機関や専門家等も加わったチームを編成し、早期対応はもちろんのこと、その環境改善を図る必要があることから、教職員等への研修や具体的な事案へのケース会議でのアセスメント等による生徒指導体制の充実、また、教職員や支援人材と関係機関等とのネットワークによる児童生徒・保護者への支援体制の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーを拠点校の小学校に継続的に配置している。

### （2）配置・採用計画上の工夫

拠点校については、小学校が作成した「平成27年度スクールソーシャルワーカー活用申請書」をもとに、市教委が市立小学校6校を選出し、SSWを配置した。その他の学校においては派遣活用で対応した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

「配置人数」・・・6名

「資格」

- ・社会福祉に関して専門的な知識・経験を有する者(社会福祉士及びそれに準ずると認められる者)で、過去に小中学校において相談・援助活動をした経験がある者
- ・地方公務員(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれにも該当しない者
- ・スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、見識を有する者

「勤務形態」

- ・拠点型と派遣型の活用を行い、拠点活用としては6小学校の拠点校で、週2回勤務
- ・拠点校は年間420回の活用(年間70回×6校)
- ・派遣活用は市教委が学校からのSSWの派遣依頼を受け、1回3時間勤務を基本とし、年間160回の活用

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「SSWは『こどもの利益』を最優先にした、保護者・地域・関係機関と学校とのネットワークの構築や連携を担う」という方針を校園長会や各種連絡会で周知。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・SSWや拠点校SSW担当教員を対象に、東大阪市SSW連絡会を開催

### （2）研修回数（頻度）

- ・2カ月に1回程度

### （3）研修内容

- ・拠点校活動における情報交流や事例検討（SVによる研修）
- ・関係機関との連携

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・SVによるケース会議の進め方や虐待対応についての講演

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 ・3名のSV体制(弁護士、大学准教授、大学助教)
- 活用方法 ・2カ月に1回程度SV会議の実施 ・SSW連絡会での研修の実施 ・拠点校への訪問

### （6）課題

- ・学校がより有効にSSWを活用できるよう、SSW間の共通理解を図ることが必要である。
- ・SV体制やSSW連絡会のさらなる充実が必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校児童のための活用事例（③不登校）

##### 長期欠席が続いていた小学校3年生の男児について

幼稚園の頃より行き渋りが多かった。1、2年とも前半は登校するものの後半は登校しなくなる。3年生になり登校できるようにどう支援していくかを探るためにSSWにつなげたいと担当教員より依頼がありケースにあがる。

ケース会議を開き情報を整理し、アセスメント・方針・役割分担などを決める。ケース会議により親族の死が本人の気持ちに大きく影響していることがわかった。SSWが母と直接つながって、家庭での本人の状況などを確認した。SSWが母の気持ちに寄り添いながら繋がることで、母自身が力をつけ子どもに対応する力を強めることが出来た。特別支援コーディネーターや担当が本人の居場所をつくるなど、それぞれの役割を決めた。定期的にケース会議を開き、報告・再アセスメント・役割分担を繰り返した。ケースはSCやアドバイザーとも共有し、担当が抱え込まないように支えた。

その結果、母と共に登校する日が増え、運動会はみんなと一緒に参加することもできた。友達と約束して遊ぶこともあり、学習の意欲も出てきた。チームで情報を共有し、ケース会議で役割分担したことの振り返りと次に何ができるかを明確にしていくことで、本児に最善の支援が行うことができた。

#### 【事例2】ネグレクト家庭支援のための活用事例（④児童虐待）

##### ネグレクトにより要保護児童である小1、小5の姉妹について

姉妹の学校生活での状況（衣服の汚れや臭い、持ち物が揃わない、上の兄が世話をしている、諸費が滞っているなど）の報告を受けた。担当が、それぞれの持ち物を管理したり、シャワーや着替えを貸したりしてフォローしているとのことであった。

SSWは姉妹の学校での様子や家族の状況を集約して記録して、定期的に家庭児童相談室との情報共有を行った。家庭児童相談室とは、家族環境の変化により今後推測されるリスクについて協議し、支援の方向性を共有した。

母親の養育能力の低さは顕著ではあるが、本人がそれを認めず、掃除や料理などの支援が入るのを拒否しているため、家庭児童相談室からは、折を見ての指導や家庭訪問（特に学校の長期休暇中）、特定の家庭を対象とした料理教室の開催などにより支援をして頂いた。

校内では、子どもが困ったことを話しやすい関係づくりや、自立を念頭に置いた洗濯や入浴の仕方の教育を徐々に行った。また、CSWや民生児童委員などにつなげ、地域での見守りも行っていただけになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSW参加のケース会議の有効性が広く認知されて、学校からのケース会議や事例研修などへのSSW派遣要請が多くなっている。
- ・派遣要請があっても日程調整がうまくいかず、すぐにSSWを派遣することができなかったケースも多くあった。
- ・拠点校活用については、週2日の配置をすることで、SSWが主体的に行動することができ、教職員や関係機関と信頼関係を築き、円滑な機関連携につながった。

#### （2）今後の課題

- ・子どもたちをとりまく環境の変化、子どもが抱える課題が多様化・複雑化することで、「いじめ」「問題行動」の低年齢化や「虐待」などの家庭環境の問題が大きな課題となっており、福祉的視点をもったSSW配置のニーズが非常に高まっているが、そのニーズにこたえられるSSWの人材確保とさらなる資質向上が必要である。
- ・学校への支援体制充実のため、SV体制やSSW連絡会等の充実を図る必要がある。

# 尼崎市

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

就学後の子どもが抱える問題への支援機能を強化する視点から福祉事務所の体制を整備し、いじめ、不登校、非行など、就学後の要支援の子どもを早期に発見し、児童虐待等の予防や対応の仕組みとも連携して適切な支援を行うため、学校現場の指導に加え、福祉現場からの視点を導入することで要支援の子どもへの学校の対応力の向上の側面支援、学校と他の社会資源とのネットワークの構築などを図る。

### （2）配置計画上の工夫

本市では平成21年12月に制定した「子どもの育ち支援条例」を根拠に、福祉事務所にワーカーを配置してスクールソーシャルワークを実施している。福祉事務所に体制を整備したことで、教育現場からは、外部の機関という認識で捉えられる傾向があり、活用に至らないという懸念がある。そのため、学校現場との調整について、教育委員会を窓口とし活用をすすめるとともに、事業の運営等においても教育委員会と連携を図るよう努めている。一方、児童の支援につなげるため、福祉現場の視点を持って問題のアセスメントを行うとともに家庭児童相談室等の関係機関との調整を行う点では、効率的な運営体制となっている。スクールソーシャルワークの活動形態は、「配置校型」と「派遣校型」を併用して実施している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

子どもの育ち支援ワーカー（ソーシャルワーカー） 6名  
（資格） 社会福祉士、精神保健福祉士  
（勤務形態） 年間156日 1日6時間勤務（一月当り平均13日、一週当り概ね3日勤務）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

尼崎市スクールソーシャルワーク実施要領を制定し、活動実施の指針としている。市立小中学校へは、校長会での説明や通知文「スクールソーシャルワーク活用に係る活用実施計画書の提出について」を教育委員会と連名で発出し、活動形態や狙い等について周知し、活用を呼びかけている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

子どもの育ち支援ワーカー、福祉事務所、教育委員会、こども青少年本部事務局関係職員、学校教職員他

### （2）研修回数（頻度）

S SW研修会 10回

### （3）研修内容

- 8月25日 スクールソーシャルワーカーの役割と活用～学校との連携について～（教員参加）
- 8月28日 学校の危機管理について（教員参加）
- 8月31日 スクールソーシャルワーク活動発表研修（全校長参加）
- 9月8日 学校の危機管理について（教員参加）
- 9月28日 スクールソーシャルワークを活用した取り組みについて（教員参加）
- 10月27日 いじめが絡むことで難しくなる保護者対応トラブルについて（教員参加）
- 11月24日 ICレコーダーにたじろがず、秘密録音にもうろたえないことが重要（教員参加）
- 12月22日 子どもの虐待が疑われる場合の法的対応について（教員参加）
- 1月26日 学校と周辺住民とのトラブルをどう考えるか（教員参加）
- 3月15日 エコマップづくりで出口を見つけよう（教員参加）

### （4）特に効果のあった研修内容

児童福祉分野、保健分野、教育分野、法曹分野の4名のスーパーバイザーから、各専門分野の研修を実施している。上記のうちのスクールソーシャルワーク活動発表研修（全校長参加）については、基調講演や、スクールソーシャルワーク活動の事例を通して具体的なスクールソーシャルワーク活動の理解を深め協働する取り組みを学ぶ機会となった。そのほかの研修もスクールソーシャルワーク活動の一環として、学校で起こる様々な事象に対する対応力の向上と、教員に対するスクールソーシャルワーク活動の周知を目的として、教員にも参加を呼びかけて実施した。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S V の設置: 有り
- 活用方法: 福祉・教育連携体制 S V 調整会議を実施し、S V から事業の運用改善や進行管理について指導助言を受けている。また、支援に行き詰る事例やワーカーに対する研修等で助言指導等を受けている。

### （6）課題 活動に即した効果的な研修テーマの設定及び研修等の日程の調整

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校対応のための活用事例（③不登校）

本児が、同級生との恋愛について友人に話をしたことから携帯電話のライン上で話題になってしまった。タイムラインにて数十名の生徒がやり取りに参加し、ライン上で本児を批判する生徒もいたことで本児と母との不安感が高まり、以来、不登校状態となった。本児と母は、トラブルへの対処が不十分であると教員への怒りを感じ学校との関わりにも拒否的になってしまった。その後、学校からSSWの要請があり、SSWと学校の協働により支援にあたっての目標・支援のプラン・役割分担を明確にした。取組みとしては、校長はスマートフォンやアプリの使い方やリスクについて学年毎に集会を持ち周知し、担任は学校開放での習い事や土曜日の校内学習教室へ様子を見に行き、送迎の母や本児へ声掛けをしたり、本児の得意分野（行事）への参加を促し、関係を繋ぎなおそうとした。ワーカーはスクールカウンセラー・教育相談担当等関係機関とのアセスメントを細やかにを行い校内で共有し、学校と学習支援教室の先生との会議の場を作り本児の特性や取り組み状況についての理解深めた上で、関わりを持ってもらうようにした。こうした支援の結果、学習支援教室において本児が異年齢の子と関わることで自己効用感や自尊心が高まり本児の安心できる居場所となった。校内でのスマートフォンについての研修や取り扱いについての学年集会がなされたことで母の学校への評価が向上し、安心感が生まれた。そして本児は、得意分野（行事）への参加から登校できるようになり、母と学校との関係が良くなって、母が担任に相談したり協働するようになり担任に感謝するようになった。

#### 【事例2】児童虐待対応のための活用事例（④児童虐待）

季節に合わない服装や、靴下がちぐはぐなことがあったり、食べ物を万引きする事などがあるネグレクトの母子家庭の男児。母の内縁の男性が同居するようになった頃から、発達障害と愛着障害の影響から、暴言、突き飛ばす、窓から飛び降りようとするなど、時と場所を選ばず衝動的に行動するようになった。クラス運営にも支障を来していたことから、ワーカーは、養護教諭やクラブ顧問、担任などからの情報を整理、アセスメントを通し、本児との関わり方を教員等と一緒に考えていく校内チームを作って支援に取り組んだ。具体的には、学年主任は、本人の気持ちを丁寧に整理しながら、認める（褒める）声かけをして、本人の頑張りを学級全体に伝わるように配慮した。担任は本人に食事や生活全般について心配していることを伝えながら、本人から聞き取りをした。またワーカーは本児が要保護児童であるため、家庭児童相談員とも連携をとり、ケース会議のプランとして、学校と母の面談に同席し母のしんどさを傾聴した。学校の取組を福祉的な視点から肯定的にフィードバックし、先生方と定期的に状況をモニタリングしながら、担任を間接的に支援した。定期的に話し合い（ケース会議）、アセスメントや目標設定を具体的に決め、継続的にモニタリングすることで、チームでの対応がぶれなく実施できた。先生方が本児を受け止めてくれたことから、クラスに居場所もでき、本人は落ち着いて授業を受けることができるようになった。トラブルはありながらも、他者を思いやる行動が増え、自分の生活について見直すことができるようになった。母親にも衣服や食事の協力をしてもらい、また内縁の男性と本人の関係についても考えてもらうことができた。ネグレクトの状況が緩和され、母親が朝送り出してくれるようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校からの相談には、不登校、問題行動のうち家庭環境や発達に起因するものなどの事例が多く、これらの問題についてスクールソーシャルワークへの期待は高い。子どもの育ち支援ワーカーを活用し、子どもをチームで支援する校内体制を整え、役割分担のうえ支援することで、不登校などの改善につながった事例もあるが、継続的に働きかけを行い、小さな変化を積み重ねて改善を図るとともに、事例への対応力を高めるといった長期的な取組が必要となる場合も多い。また、全校長を対象とした研修の実施したことで新たに子どもの育ち支援ワーカーの活用を希望する学校も増えてきた。

- ・活動学校数 小学校 24校/42校 相談ケース数 108件  
中学校 12校/19校 相談ケース数 150件
- ・校内ケース会議 131回 ・連携ケース会議 59回 ・他機関との連携活動 251回

#### （2）今後の課題

ワーカー6人で、全小中学校を対象に支援できる体制をつくり、学校内の支援体制づくりをサポートする取組を進めている。今後も支援を必要とする子どもへの初期段階対応や学校の対応力の向上等、未然防止の観点から、子どもの集団生活の環境を改善することを主眼とする事業本来の成果を出していきたい。一方、学校内の管理職の異動などで、制度理解が薄れていくもの現状であるため、継続して学校へ制度理解の研修など実施し、制度に対する学校現場の理解を高めていきたい。

# 西宮市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の生徒指導上の事案のうち、学校だけでは解決が困難な事案に対して、スクールソーシャルワーカーを学校園に配置・派遣し、専門的な知識・技能を生かして子供たちの置かれた環境に働きかけ、必要な支援を行うことで、問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

学校問題解決支援チームの一員とし、学校長の要請によって教育委員会が学校に配置及び派遣をした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 2人（1人は国庫補助 1/3 と市費負担で学校保健安全課に配置。1人は全額市費負担で地域・学校支援課に配置）
- ・資格 社会福祉士2人
- ・勤務形態 週4日、30時間勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

学校保健安全課のSSWは、SSW活用事業実施要領に基づき、また地域・学校支援課のSSWは、西宮市学校園支援アウトリーチ事業実施要綱に基づき活動を行った。生徒指導担当者会等で趣旨や活動内容、学校園現場からの派遣要請等について説明を行い、周知を図った。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・SSW2名

### （2）研修回数（頻度）

- ・2人のSSWが、月1回SSW連絡会議を行い、その中で研修の機会を設けた。
- ・社会福祉士・臨床心理士の資格を持つスーパーバイザーより、年に3回のスーパーバイズを受けた。

### （3）研修内容

- ・SSW連絡会議では、それぞれのSSWが各月の活動内容を報告し合い、成果と課題を明確にした上で、それぞれの事案について対応を検討した。
- ・スーパーバイザーより、各事例の対応やケース会議の持ち方、学校との連携の仕方、保護者対応等についてスーパーバイズを受けた。

### （4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーより、具体的な事例の対応等について助言をしていただいた。日頃の活動を振り返り、自らの課題が明確となり、今後の活動に向けて大いに参考になった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 設置していない。
- 活用方法 社会福祉士の資格を持つスーパーバイザーを講師に招き、スーパーバイズを受けた。

### （6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの経験の豊かさが充実した支援につながることから、スーパーバイズなどを通じて資質向上に努めること。
- ・要保護児童対策協議会や研修会に積極的に参加し、情報収集を行うとともに、学校現場に対してSSWの活用についてさらに周知を図ること。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】児童虐待と問題行動のための活用事例（①、④、⑥）

##### ○問題の概要等

小学生男児。母と3人目の夫との間に生まれる。本児が2年生の時に両親が離婚。母に引き取られる。3年生の時、母に新しいパートナーができる。そのパートナーから母に対するDV、本児に対しても暴言・暴力があり、母に別れるよう再三伝えるが、パートナーを庇うため嫌気が差し、4年生になり父の家に行く（親権は母のまま）。その後は父と母の所を行ったり来たりしている。

本児が2年生の頃から火に興味を持ち、校内で火を点けたこともある。両親が別れた後、火遊びをするようになった。夏休み前、マンションのゴミステーションに落ちていたライターで放火。その後別のマンションの集合ポストにも火を点けた。不審火の起こる所で本児を見かけるとの情報で、本児と父が警察へ。取調べで放火を認めた。今後、再度警察に呼ばれる予定。

##### ○SSWの関わり

- ・管理職、担任からの聞き取り
- ・クラスでの様子を見守り、本児との面談を通して信頼関係を構築
- ・関係機関と情報共有、要対協ケースに挙げる
- ・校内ケース会議、連携ケース会議を実施

##### ○経過、改善状況

本児は夏休み中に警察に呼ばれ、その後、こども家庭センターに通告。一時保護となり、知能検査、行動診断が行われる。一時保護中の面会は両親で訪れた。1ヶ月後家庭復帰。母が話を聞いてくれるようになったと喜び、現在元気に登校している。

#### 【事例2】生徒同士のトラブルから不登校になった生徒のための活用事例（③、⑥）

##### ○問題の概要等

中学生女子生徒。母子家庭で、母、本人、弟の3人暮らし。小学生の頃からトラブルが多く、母は苦情を言うことが多い。

1学期中旬、クラスメイトにテストの点を聞かれたことに腹を立て、その後もそのクラスメイトから毎日嫌な事を言われるから学校に行きたくないと言われ、親子で来校。学校は本人とクラスメイトを呼び、指導した。クラスメイトは涙を流して謝罪したが、本人はクラスメイトに一方的にきつい言葉を浴びせた。今後はお互いに話しかけない事で決着したが、この日の夜には、母が相手の保護者からの謝罪を要求。次の日の23時には親子でクラスメイト宅へ行き、インターホンを鳴らし、玄関扉を叩いた。

学校はスクールカウンセラーにつなぎ、本人は一度面談を受ける。スクールカウンセラーの見立ては解離性健忘。早急に精神科へ通った方が良く、母との面談も試みたが、当日に断られた。

7月に親子で乗り込んできて以降、学校の対応が不満と主張し、登校しなくなった。本人の顔を見られていない状況。夏休み中の登校日も登校しなかった。これからこの家庭とどのように関わればよいかと生徒指導より相談が入った。

##### ○SSWの関わり

- ・学年教師、生徒指導、養護教諭、スクールカウンセラーとケース会議を定期的開催、情報共有、役割分担

##### ○経過、改善状況

日時を指定すると母が電話に出た。母とつながれたことで、11月、高校受験に向けて本人が数回登校した。面談の機会を持つことができ、受験に向けて準備を進められた。その後、高校に合格。母からは感謝の言葉が聞かれた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校保健安全課のSSWは配置型として小学校3校、派遣型として小学校14校、中学校9校、地域・学校支援課のSSWは派遣型として小学校21校、中学校3校に対応をした。制度を理解した上でSSWを活用した学校からは派遣要請が増えており、学校現場の評価は高まってきている。

#### （2）今後の課題

- ・積極的に学校を訪問してケース会議を行い、アセスメントやプランニングを繰り返す中で教職員とよりよい協働体制を築くこと。
- ・スクールソーシャルワーカーの認知度は高まりつつあるが、その役割の周知については課題がある。そのため、今後も引き続きその機能や役割について理解を深めるための取組みが必要である。

# 和歌山市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワーク構築を図り、適切な支援を行い、生徒指導上の諸問題の解決に向けての取組を行うため。

### （2）配置計画上の工夫

市内各校の実情を踏まえ、特に課題の多い校区、学校を選定し配置。その他の学校においては校長の要請に応じて派遣している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数2名（資格：社会福祉士ならびに精神保健福祉士1名、社会福祉士1名）

勤務形態：巡回型 1名（小学校2校 その他派遣 年60回 1回6時間）

巡回型 1名（小学校3校 その他派遣 年60回 1回6時間）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカーによる直接支援と間接支援のバランスを検討すること。支援体制づくりのコーディネーターとして活動し、校内にスクールソーシャルワーカーの視点を根付かせ、学校自体の支援力を高めることを図る。
- ・連絡協議会を開催し、管理職を交えて意見交換の上、配置校でのより一層の活用について話し合う。また、小中校長会において、スクールソーシャルワーカー活用事業の周知徹底を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

和歌山市スクールソーシャルワーカー2名及び担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- ・SVを講師に招いての研修（1回）

県主催の研修に参加

- ・県内スクールソーシャルワーカー及び担当指導主事対象の研修（2回）
- ・県内スクールカウンセラーとの合同研修（1回）

### （3）研修内容

- ・実際の事例について、SVの方の意見もいただきながら参加者で協議。
- ・効果的なスクールソーシャルワーカー活動やケース会議の持ち方。（県SV講師）
- ・県内SSWで各々の取組の交流。また、模擬事例を用いてのグループアセスメント。
- ・いじめ問題や不登校等、問題行動に対する組織的な取組の仕方。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・「いじめ・不登校など問題行動における組織的支援の在り方」について県から講義を受け、「問題行動に対し、学校をはじめとする関係機関の組織の構築と連携方法」についてグループで討議できたことにより、効果的な連携のもと、スクールソーシャルワーク的な視点から問題を捉えることの大切さを再確認できた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 市独自のSVは設置していないが、年間一回SVを招いて研修している。

### （6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上を図るため、研修会に参加したり、SVを受ける機会を増やしたりできるように工夫する。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境による生活不安定児童への活用事例 (①④⑥)

##### ○問題の概要等

小3女子、両親から受ける愛情が乏しい影響から生活習慣が身についていない。家庭内に安心して頼れる存在がなく、担任はじめ学校職員、学級の友達にあまえたいという気持ち強い。父親が厳しく、宿題をさせようとするが、学習に遅れもあり、なかなか進まない様子を見て手が出ることもしばしばである。母親もその場面をみているが、両親とも虐待という意識はない。遅い時間まで両親ともに仕事に出ていることもあり、児童一人でコンビニのおにぎりを食べることも多い。家庭での安心した生活・安定した教育が難しいため、担任が毎日電話したり、家庭訪問をしたりして安定した生活リズムで過ごせるよう促している。

##### ○スクールソーシャルワーカーの関わり

- ・管理職、担任、SCとの校内ケース会議にて登校支援と保護者の養育態度の改善、生活環境の改善等について検討
- ・担任と一緒に電話連絡や家庭訪問の定期的な実施
- ・虐待と捉えられる言動もあるので、児童相談所、市福祉課への相談・連絡し連携
- ・学校から関係機関への相談連絡の調整
- ・福祉機関との調整

以上、役割分担を行い実施した。

##### ○経過、改善状況

学校職員、市福祉課による家庭訪問・養育支援に関する助言等を行うが、改善はみられない。子どもの登校や放課後の話をすると、家を一步出た時から放課後家に帰るまでは学校の責任であると強く主張してくる。

児童相談所と市福祉課、学校管理職が家庭訪問し、支援機関や学校とともに子どものための支援を考えていこうと父母にアプローチした。

これまで家庭と学校、福祉関係とのつながりが薄かったが、この訪問をきっかけに、児童相談所、市福祉課の家庭訪問が継続され、学校との情報共有が図れている。

徐々に安定して過ごせるようになり、放課後学級の利用や、家庭学習への声かけ方法への助言にも前向きに耳を傾けてくれるようになった。

#### 【事例2】家庭環境による不登校児のための活用事例 (①③⑥)

##### ○問題の概要等

小6男子と母の母子家庭。元父との離婚により入学前に引っ越し。3年時は不登校気味であったが、4～5年時は年間を通じ、週4日登校できる。母の勤務先・勤務時間の変化と、学級内での友達とのトラブルが重なったことが要因となり、校長室登校をしばらく続けた後、不登校になる。毎朝、管理職、担任で自宅まで迎えに行くが児童には会えず。この状態を改善する何かよい方法はないかとSSWに相談があった。

##### ○スクールソーシャルワーカーの関わり

関係機関の調整を図り、校内ケース会議で今後の支援方針を検討した。5年時の担任と児童、母親の関係が良好ということで、家庭訪問時に同行してもらうなどして少しずつ関係がもてるようになった。母の収入も安定しない様子であったので何らかの福祉サービスを受けることはできないのかも検討した。

##### ○経過、改善状況

学校職員、SSWによる定期的な家庭訪問が実施できている。児童に会って話ができるようになってきた。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校においてコーディネーターとして校内支援体制づくりを担い、教職員が明確な役割分担をして、共通の目的に向かって支援を行う取組につながっている。
- ・教職員がスクールソーシャルワーカーの専門性を生かした手法を学ぶことで、自らの支援のあり方に福祉的な要素を取り入れる機会となっている。
- ・関係諸機関や地域民生委員との連携を図りつつ支援を行うことで、家庭環境の改善につながっている。

#### (2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの役割や活用の仕方についての更なる周知、啓発
- ・スクールソーシャルワーカー、学校及び関係機関との連携を一層円滑かつ効果的に行う方法の検討
- ・スクールソーシャルワーカーの任用時間の増加
- ・SVを雇用する費用の確保



# 下関市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、児童虐待や不登校等の生徒指導上の課題の内、学校だけでは解決が困難な事案に対し、社会福祉士・精神保健福祉士等の専門家をスクールソーシャルワーカー等として学校等に派遣し、専門的な知識・技能を用いて、幼児・児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことで、生徒指導上の課題等の未然防止、早期対応を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを専門家人材バンクに登録し、学校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数・・・8人

資 格・・・社会福祉士4人、精神保健福祉士2人、教員免許1人、相談業務に長期間従事した者1人

勤務形態・・・学校長からの派遣要請に応じて勤務

年間360時間、230回程度

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」および「スクールソーシャルワーカーのリーフレット（周知用）」を作成し、学校や関係機関に配布した。また、管理職、生徒指導主任、教育相談担当を対象とした研修会で周知した。さらに、不登校などの課題が多い学校に対して、指導主事が出向き活用を打診した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー、担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- ・ 月に1回（2時間程度）

### （3）研修内容

- ・ 対応事例の検討
- ・ やまぐち総合教育支援センターSVによる研修（年1回）

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・ ケースの検討会の中で、個々のケースに応じた多様な関わり方や関係機関との連携の図り方についての意見交換

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ SVの設置 なし

### （6）課題

- ・ スクールソーシャルワーカーが別の仕事を持っているため、研修会の日程調整が難しく、夕方から夜間にかけての時間帯で開催せざるを得ない。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校への対応のための活用事例（③、⑥）

中3のA男は、小学生の時に該当校区に引っ越してきた。周囲の児童との関係を築けないままで不登校が続いており、いわゆる「引きこもり」の状況であった。両親は離婚し、母が引き取り養育してきた。本児の姉・兄がおり、就労（近隣に別世帯）している者もいるが、積極的に本児及び母親への経済的支援等を行ってはいない。または、できない状況であった。

中学校入学後、ほぼ不登校状態の本児に対し、中学校教員やSCが定期的に家庭訪問を行ってきた。その際、本児が玄関まで出てきて対応することもあれば、居留守を使っていることもあった。

学校は母親との面談を行うものの、登校や進路に向けて具体的な内容まではなかなか話せない状況であった。また、適応指導教室が実施する訪問支援も活用し本児への支援を行ってきたが、事態の好転には繋がらなかった。

SSWの家庭訪問でもほぼ同様の状況であったが、本児との信頼関係づくりに特化し支援することを重視し、「学校」という雰囲気をかもし出さず、本児の意向に沿っていくことを基本とした。その結果、徐々に本児が自身の進路に向けて関心を示してきたので、中学校とも連携し受験指導を行った。作文の添削・面接指導等、担任がSSWと同伴で家庭訪問を行い、本児の理解を得ながら受験の準備を進めた。母親の態度も協力的になってきた。

最終的には、中学校校長室での卒業式が実施でき、本児は公立高等学校通信制に合格した。

#### 【事例2】問題行動への対応のための活用事例（③、⑥）

中3のB女の家庭は、母、姉の3人である。母の厳しい養育態度に対して、本児は抵抗感を示していた。また、母親は本児の発達障害を疑っており、中学1年生途中から約1年間、特別支援学級に移籍したことがある。離婚し別居の父親は、近隣に居住しており携帯電話のメール等で本児との連絡をとっていたが、本児を指導できるような関係性はなく、母親とは連絡すら取れなかった。そのような中、本児が家出を繰り返し、友人宅を泊まり歩くという状況になったため、学校からSSW介入の要請があった。

本児はほぼ不登校状態だが、教員との接触はあった。SSWは学校と連携し、本児自身の進路への意欲づけに重点をおき関わった。本児も徐々に落ち着いた生活を送れるようになり、登校する日数も増えてきた。進路に対しても真剣に考え出し、専修学校への進学を希望するようになった。その結果、母親と本児の関係も徐々に改善され、本児の落ち着いた生活態度が継続されることとなった。

高等専修学校に合格し、中学校の卒業式にも無事に参加した。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・小学校10校14ケース・中学校9校8ケースに対して、延べ230回、330時間の派遣を行った。そのうち13ケースで事態の好転が見られた。
- ・年々、事業の周知が進み、学校がSSWの介入を念頭に入れた情報収集や保護者との連携を進めるようになっており、SSW介入による一定の成果が見られた。しかし、介入するものの好転に至らないものや、当該家庭が外部からの接触を極度に嫌い、介入そのものが難しいケースも増加している。

#### （2）今後の課題

- ・人材バンク登録のSSWが別の職業を持っているため、学校の常勤としにくい。また学校では対応しきれないケースが増加しており、SSW派遣回数等拡充するための財源の確保が必要である。
- ・適切な支援の保証のために、研修会等を通じたSSWの資質向上に努めることが重要である。

# 高松市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の社会福祉等の専門的な知識と技術を用い、児童生徒を取り巻く環境を整備することで、問題行動等の未然防止や解消を図る。また、問題解決の過程を通して、中学校で問題行動等が発生しないシステム作りを行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

高松市教育委員会学校教育課が指定した全中学校にSSWを配置している。また、中学校区の小学校からSSWの派遣希望があった場合には、必要に応じて、当該小学校を校区とする中学校に配置されているSSWを派遣している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

〔配置人数〕 12名

〔資格〕 社会福祉士等の資格を持つ者又は、福祉と教育の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、優秀な活動実績等がある者

〔勤務形態〕 原則1日6時間、週5日程度とする。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

社会福祉等の資格を有するSSWを全中学校に配置し、専門的な知識や技能を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。SSWは、配置された中学校では、生徒及び保護者への支援、教職員から求められる内容に応じ、教職員への支援、関係機関等との調整等を行う。また、派遣された小学校では、教職員研修での講話、校内支援体制への助言、事例検討会での助言等を行う。

これらについて、「高松市教育委員会教育指針」及び、「高松市SSW配置事業実施要項」として、年度当初の校長研修会にて各高松市立小・中学校の校長に周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象：高松市SSW（12名）

（2）研修回数：月に1回（年間11回）

（3）研修内容：活動状況の報告、具体的な事例に基づく研究協議、情報交換、事務連絡

（4）特に効果のあった研修内容

具体的な事例に基づく研究協議が効果的である。高松市では、毎年スクールソーシャルワーカーの退職に伴う新規採用者が数名おり、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持っていても、学校現場での勤務は未経験の状態である。SSWとしての心構えや、教職員とのコミュニケーションの工夫、問題行動等の課題を抱える子どもや保護者との関わりでうまくいった事例や、課題の残った事例などを共有することで、SSWとしての自信の獲得や、活動の工夫に役立っているという声を多く聞いている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法：スーパーバイザーは設置していない。

（6）課題

12名のSSWを抱えているにもかかわらず、スーパービジョンは県に頼っている。今後は、市単独でのスーパーバイザー設置及び研修体制の整備が課題である。また、研修プログラムのマンネリ化も課題として挙げられる。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】肢体不自由の生徒を持つ家庭に対し、関係機関と連携し支援した事例（①⑥）

乳児期から肢体不自由のある児童だが、ひとり親である母親は若く、福祉サービスの情報をほとんど知らない。母親は自分から情報収集するタイプでなく、学校への送迎は主に祖父が担っていたが、祖父も糖尿病のため負担が大きい。母親と祖父の連携がうまくいかず、誰も迎えに来ない日もあった。放課後や休日等も家庭で過ごすことが多く、経験の幅が広がらないことも学校の懸念事項であった。

S S Wが母親に障害児向けの福祉サービスについて情報提供した。母親が放課後デイサービスに興味を示したので、S S Wは障害児相談支援事業所を紹介し、面接を斡旋した。相談支援事業所や市障害福祉課との面談にS S Wも同席し、母親とともに子どもの状況を伝えた。その後、正式にサービス利用受給者証が発行され、利用可能な放課後デイサービス事業所の見学や契約日程の調整をS S Wが支援した。放課後デイサービスの使用が開始されたことで、祖父の負担が軽減し、生徒本人もデイサービスの利用を楽しみにしている。

#### 【事例2】問題行動のある児童を持つ保護者と学校との関係を改善した事例（⑤⑥）

問題行動のある児童を持つ保護者が、学級担任の対応に不満を持ち、お互いの人間関係が崩れていた。修復が難しいと思われたケースをスクールカウンセラー（以下、S C）と協力して、担任と保護者の精神的な安定を図り、互いに協力し合えるようになった。

保護者には中学校に2人、小学校に2人の子どもがいる。S S Wは中学生と保護者、S Cは小学生と保護者に関わっていた。対象となる小学校3年生の男子児童は問題行動が目立ち、担任の指導の仕方に保護者が不信感を持ったため、関係が悪化していた。S CからS S Wに相談があり、S S Wが保護者から状況を聞き取って、小学校の管理職と話し合うことにした。その結果、児童は医療機関を受診していたが、担任が児童の特性を十分理解していないことが分かり、保護者も担任の対応に不満があった。今後の児童への対応について共通理解を図るために、担任、保護者、S S Wが医療機関で主治医や臨床心理士と面談した。その後、担任と保護者が学校や家庭での出来事を情報交換するようになり、信頼関係が少しずつ改善した。S Cは児童や保護者の精神面のサポート、教員と保護者の信頼関係の構築、S S Wは医療機関との連携、担任と保護者のニーズの引き出しを行ったことで、児童だけでなく保護者、担任も安定してきた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

S S Wが関わる「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」のうち「問題が解決」及び「支援中であるが好転」の件数の全体に占める割合は、平成26年度は30.6%で、平成27年度は26.0%であった。解決・好転の割合は低下しているが、年度をまたいで地道な継続支援をしているケースが多数あり、S S Wの役割は、学校で欠かせないものとなっている。また、平成27年度は特に家庭訪問や関係機関連携等、学校外での支援・活動件数が飛躍的に増加しており、S S Wが学校と家庭・地域のパイプ役として機動力を生かし、機能していることがうかがえる。

#### （2）今後の課題

本市では、現在S S Wの拡充に努めており、その中で、次のような課題が生まれている。

- ①新規採用S S Wの知識や技術を向上させるためのよりよい研修体制
- ②S S Wを志望する者のうち、資格や適性のある者の確保

# 久留米市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを、要請に応じて派遣。問題を抱えた児童生徒の課題の解決や改善を図るために、置かれた環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用することを目的としている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー3名（非常勤職員）と社会福祉士資格を有する久留米市職員1名を久留米市教育委員会に常駐させている。派遣型方式を採用している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数：4名（1名は常勤・3名は非常勤）
- 資格：社会福祉士4名、精神保健福祉士2名、教員免許状1名

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

定例校長会、教頭会、学年主任研修会、不登校児童生徒に関する研修会、いじめ対応研修会等においてスクールソーシャルワーカー活用事業の目的、活動の概要、改善事例等の説明を行い、事業の周知を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー3名、久留米市職員1名

### （2）研修回数（頻度）

スーパーバイズ年3回、1回2時間程度  
久留米市福祉・心理系職員研修：年4回、1日2時間程度

### （3）研修内容

- ・社会福祉学科教授をスーパーバイザーとして招き、4月当初に新人研修を兼ねてスクールソーシャルワーカーの役割についての研修を実施したり、各ケースについてスーパーバイズを受けたりした。
- ・市役所の他部署に配置されている社会福祉士、精神保健福祉士との研修・情報交換を行い、他部署の役割についての理解を深めたり、事例検討を行ったりした。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・新規採用職員に対し、年度当初にスクールソーシャルワーカーの果たすべき役割について共通理解を図った。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：有
- 活用方法：定期的に連絡会を行い、スーパーバイズを受ける。

### （6）課題

スーパーバイズにおいて検討するケースの選定や何についてのスーパーバイズを受けたいのかを明確にした上での資料作りなどに課題が残っている。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】①家庭環境の問題④児童虐待のための活用事例

#### （概要）

小学校低学年児童。遅刻が多く、制服は黒ずんでおり、汚れている。借家に住むが、家の周りは雑草で溢れ、ゴミ等が散乱している。保護者は精神科病院通院加療中。

子育てに関する支援機関が介入し1年が経過するも、児童から保護者への暴言、昼頃の登校、朝食を食べてこない、身なりが不潔、校納金未納といった状況は改善せず、学校より支援依頼を受け、要保護児童対策地域協議会管理ケースとしてSSW支援実施。

(支援内容)

- ① 要対協ケース会議へ参加し、情報収集実施。
- ② SCからの繋ぎで保護者と初回面談。以降、定期的に児童・保護者と面談を通して関係性を構築し、家庭訪問を行いながら生活環境等、状況把握に努める。
- ③ 支援計画を立案。経済面の安定、生活環境の調整、児童の生活自助力の向上を目指す。
- ④ 生活保護申請し受給決定、医療機関と連携し保護者の状態が安定、児童と定期的に面談し学校や家族に対する思いを聞き代弁することで、児童に対する周囲の関わり方の変化がみられ、遅刻が減り登校時間も早くなる。
- ⑤ ケース会議で今後の支援課題を共有し、役割分担を行い、継続的な支援を行う。

#### 【事例2】③不登校⑤暴力行為⑥心身の健康・保健に関する問題等のための活用事例

(ケース概要)

中学男子。両親・祖父母と同居。小学校高学年より不登校。引きこもり状態となり、家族に対する暴言・暴力、金銭的要求が増えていった。また、本児がリビングを居室として生活スペースを占拠したため、家族は風呂・トイレ・食事など基本的な生活を送ることが困難となっており、心身ともに疲弊していた。

(支援内容)

SSWが定期的な家庭訪問でアセスメントを行った。両親は理解力と養育能力に乏しく、主に祖母が一家を支えてきたが、祖母も限界を感じていた。関係機関へのつなぎを行い、ケース会議を開催。以下のような支援方針を立て支援を行った。

学校：家庭訪問による本児との関係作り

SC：母・祖母へのカウンセリングを毎週行い、本児に対する対応方法の助言と、心のケアを行う。

児童相談所：本児との関係作り。必要に応じた一時保護・本児の心理判定

地域包括支援センター：祖父母の安全安心の確保。生活支援の導入

(改善状況・課題)

定期的な家庭訪問・ケース会議の実施により、継続的な支援ができ家庭の脆弱な部分を補うことができた。本児は、児童相談所の一時保護委託による精神科病院へ入院となる。本児の精神状態の安定と生活改善を図ることができた。SSWの支援により母は療育手帳を取得。相談支援事務所へつなぎ障害サービスを導入することにより祖母の負担軽減と母の相談相手を確保し、本児が家へ戻ってきた際の家庭環境の整備を図った。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成25年度から教育相談チームを発足させ、平成27年度は市職員1名を含むSSW3名を配置。学校訪問回数は618回、家庭訪問回数は260回、関係機関訪問181回となっており、学校と家庭及び関係機関の連携について特に重点的に行うことができた。教職員とのケース会議は84回、関係機関とのケース会議は146回で情報の共有化、各関係機関の役割分担の理解や連携の向上に努めることができた。

### (2) 今後の課題

派遣依頼は年々増加している。また、児童生徒の置かれている問題は複雑に絡み合っており、SSWの更なる資質向上が求められている。スーパーバイザーを有効に活用し、SSWによる支援の質の向上を図っていく必要がある。

また、平成27年度から支援依頼書を導入し、学校からの支援依頼の明確化や支援の必要性についての検討していくようなシステムを作った。しかし、SSWの効果的な活用について全学校への周知が十分にできていないことは今後の課題である。

# 長崎市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校、虐待や暴力行為等、生徒指導上の諸問題のうち、学校（園）だけでは対応が困難な事例に対して、スクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関と調整・連携を図りながら子どもを取り巻く環境の改善を行い、ひきこもり傾向の児童生徒への支援を含め、問題を抱える幼児、児童生徒の支援を行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

S S Wを、長崎市教育委員会長崎市教育研究所に配置し、長崎市内の公立小学校 71 校、中学校 39 校を中心に派遣対応を行った。平成 27 年度から市配置 S S W の数を 1 人から 8 人に増員し、それぞれの S S W に対して中学校区で担当校区を設定した。採用条件等については、「長崎市スクールソーシャルワーカー派遣事業服務規程」等に示すとおり、福祉の有資格者又は、経験や実績があり業務を遂行できる者とする。今後も市の実情を踏まえ、必要に応じて経験や実績のある有資格者を採用する計画である。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：県が長崎市に配置する S S W 1 人に加え、市が配置する S S W 8 人の合計 9 人を配置。
- ・保有資格：教員免許状 4 人、社会福祉士 4 人、精神保健福祉士 1 人、介護福祉士 2 人、児童福祉士 1 人。
- ・勤務形態 市の嘱託職員として、週 5 日、1 日 6 時間勤務。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・「実施要領」「運用規定」「服務規程」「事業 Q A」「研修計画」等を作成。
- ・「趣旨・目的」「概要・支援内容・対象」「重点目標」「具体的な手続きと運用・活用方法」「研修」「評価」等に関する内容を記載
- ・周知方法
  - ① 3 月に、市校長会等で事業について説明。
  - ② 4 月上旬に文書等を各小中学校へ送付（通知）。
  - ③ 1 学期に、S S W 活用研修を 2 回開催。市内全ての小中学校の管理職 1 人と生徒指導又は教育相談担当者 1 人が必ず出席し、事業説明と、効果的な活用のための専門家による講義・演習を実施。
  - ④ 学校相談員を対象に年 2 回、事業説明（1 回目）と連携による実践事例の紹介（2 回目）等の研修会を実施。
  - ⑤ 長崎市民権教育研究大会（8 月）の基礎講座で事業説明等を実施予定だったが台風のため大会が中止
  - ⑥ 福祉部局主催の連携協議会（親子支援ネットワーク地域協議会実務者会議）で事業の概要と対応事例を説明。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県配置 S S W 1 人、市配置 S S W 8 人、教育相談員（S S W 連携担当）1 人、事業担当主事 1 人

### （2）研修回数（頻度）

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| ① 事前研修（4 / 1 ~ 5 月上旬）              | 1 2 回 |
| ② 定例事例研修会（水曜日午前・金曜日午後）             | 6 5 回 |
| ③ 月例研修会（月 1 回程度）                   | 1 0 回 |
| ④ 教育相談夏季研修講座（7 月末 ~ 8 月上旬）         | 6 回   |
| ⑤ 学期末・年度末研修（8 月、1 2 月末 ~ 1 月、3 月末） | 1 3 回 |
| ⑥ その他（不定期、年間で数回）                   | 6 回   |

### （3）研修内容

#### ① 事前研修

- ・基礎研修：基本理念、事業の経緯・目的・組織・運営、活動内容、守秘義務、研修、ケース会議等
- ・運用研修：派遣申請、計画訪問、記録様式の活用と保存・回覧方法、不登校調査、年間/月計画、活動事例、アセスメント・プランニング・評価と改善、服務規程、週案等

#### ② 定例事例研修会

- ・水曜日午前：S S W 9 人が対応する事例について協議、担当主事からの指導助言。  
生徒指導連絡協議会→学校教育課生徒指導担当主事による指導助言、対応事例に関する情報共有と協議等。
- ・金曜日午後：S S W による相互コンサルテーション、協議。S S W の資質向上に必要な内容に関する自主研修。

#### ③ 月例研修会

県 S S W スーパーバイザー、他県や他都市のベテラン S S W、大学（准）教授、臨床心理士、学校心理士、福祉部局担当係長など、各専門家を招聘しての講義や指導助言、事例検討会、スーパーバイズ。

#### ④ 教育相談夏季研修講座

児童生徒理解と指導に必要な内容（Q-U の活用、子どもの疾病と対応、保護者対応、ストレスマネジメント、S S W 活用等）に関する教職員向け研修会について企画・運営補助、研修会への参加。

#### ⑤ 学期末・年度末研修

学期末及び学年末に、継続支援児童生徒について支援方針、具体的支援方法の検討、次年度への引継ぎと対応に関する協議、情報共有と作成資料等の管理・保管等。

#### ⑥ その他

福祉部局主催の連携協議会（親子支援ネットワーク地域協議会実務者会議）事例検討会や研修会への参加、地域の実務者会議における S S W 事業説明・研修会

### （4）特に効果のあった研修内容

- 定例事例研修会：複数の視点で各事案のアセスメントや支援方針、各機関との連携のあり方等について意見交換や見直しを行う事ができ、S S W の対応力の向上につながった。他の S S W の対応等を知ることで、類似のケースに対する有効な参考事例となった。  
また、子ども達や家庭の状況について生徒指導担当との情報共有を密に行うことで、学校や地域の特色、環境等にも注意し、問題が深刻化する前に予防措置や迅速な初期対応を行うことが可能となった。
- 月例研修会：専門家やベテラン S S W による貴重な指導助言、スーパーバイズ等が、S S W の知識理解、対応力向上に大いに役立った。また、事業の運用や組織対応についての指導助言が、市としてのビジョン策定やその改訂の参考となった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ S V の設置：固定した S V の設置はなし。

- 活用方法：大学（准）教授、県 S S W スーパーバイザー、他県・他都市の S S W 等に協力を依頼し、不定期ではあるが、必要な時期に講師として招聘した。対応事例の中から事前に検討事案を選出し、所内研修会にて S V を受けた。  
また、別枠で時間を設け、講師から事業担当主事が、事業全体や組織運営等に対する指導助言を受けた。

## (6) 課題

- ① S S W対応事案の増加に伴うケース検討会や指導助言、状況確認のための時間の確保と工夫。
- ② 県 S S W と市 S S W の勤務時間・時数の差による研修時間の確保と対応に工夫が必要。
- ③ 大学や他機関と連携した、組織的・計画的・継続的で有効な研修会の定着（連携と予算確保）。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】不登校児童と保護者支援のための活用事例 (③⑥)

- ・概要 小学校での粗暴な言動と不登校傾向が顕著となった児童（母子家庭、中学生等の兄弟有）への支援について学校から依頼。S S Wが母親の相談を受けた。面談の中で、母子関係と家族の課題（母の再婚と転居・転出の可能性）が本児の精神面へ大きな影響を与えていることが推察された。
- ・対応 保護者と小・中学校のそれぞれから、これまでの経緯、親子関係と家庭内の状況、保護者の心情、子ども達の学校での様子等を丁寧に聞いた。次に、情報の取扱いに留意しながら、小・中学校で協議を行い、本児の心情面でのつらさを理解したうえで、学校での可能な支援について検討した。家族については、学校が母の承諾を得て、交流が続いていた父親へ連絡して相談・協力依頼を続けた。S S Wは、親権者の変更や居住場所の選択等について、子どもの意思確認をしながら母親と協議し、市の福祉部局と相談・連携して家族全体への支援を行った。本児の学校での不適応状況は改善され、落ち着きを取り戻した。転居や親権の変更等については保護者が各機関と相談しながら進めた。保護者の問題や家庭環境の急激な変化が、子どもの学校内外での生活態度や学習面に大きな影響が及ぼすことがある。また、このような家庭内の事情や変化が知られないまま、児童生徒の問題行動だけが注目されるケースが少なくない。S S Wが保護者や家族と信頼関係を構築し、相談を受けることで、家庭環境や家族の問題に早期に気づき、適切な支援を開始することができた。

### 【事例2】発達障害の理解と有効な対応のための活用事例 (⑤⑥)

- ・概要 小4児童（ADHD）。二次障害の様相で学校生活への不適応。家庭や学校、学童保育でも対応に苦慮。各場面でトラブルが続出し対応が困難。養育環境の不安定さ（両親不在・祖母による養育）と祖母の心身の疲労についても心配された。
- ・対応 学校から派遣要請。所内の特別支援担当者として協議したうえで、担当 S S W と教育相談員、早期支援コーディネーターの3人で、学校での本児の行動観察を行い、状況の正確な把握を行った。次に、本児の特性と、教師・友人関係や教室内外での関わり方等について、関係者から詳しく情報を収集した。同時に、保護者（祖母）の願いや考え、学童保育指導員の意見などを聞き、必要な部分を整理してアセスメントを行った。次に学校と協議のうえ、特別支援教育に詳しい S C の選出・派遣を行い、校内研修で児童の特性理解と効果的な対応について全教職員で共通理解を行った。また、祖母に対しては相談を継続しながら、学校と共通した効果的な対応ができるよう具体的にアドバイスし、さらに福祉面での相談・サービス利用等の提案を行った。医療機関への受診、投薬、特別支援学級への措置変更等の動きと共に、専門家を招聘しての校内研修やケース会議を行ったことで、教職員の児童理解が進み、保護者と学校が共通理解のもとで対応した。その結果、本人の落ち着きが増し、学校でのトラブルも激減した。本人・祖母・教職員全ての負担も軽減された。

「暴力行為や問題行動が目立つ児童生徒」に対する支援については、本人が抱えている「課題の本質」が“見えにくい”ことがある。S S Wが介入することで多角的な視点で客観的に問題やその背景を考えることができた。そして、学校を中心に支援者全員でアセスメントを行い、それに基づくプランニングとプランの実行をしっかりと行う事で、組織的・計画的・継続的で有効な支援が可能となり、問題行動の根本的な要因に対する適切な対応ができた。

## 【4】成果と今後の課題

### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① 対応可能な事案（件数）の拡大  
S S Wの人数を増やしたことにより、長崎市内のほぼ全ての公立小中学校（小学校 71 校、中学校 39 校）に対して複数回の計画訪問を実施することができた。そして、支援を必要とする児童生徒やその保護者、教職員に対してより多くの事案に迅速に対応することができた。
  - 支援候補として情報を得た児童生徒数（586 人）
  - このうち、継続支援となった児童生徒数（270 人）
    - 派遣回数（学校：1650 回、家庭 854 回、その他の機関 226 回）※9 人合計
- ② 他機関との連携・協議  
医療・福祉等、各関係機関と連携を図りながら対応することができた。特に教育委員会内の生徒指導担当者との毎週 1 回の定例の連絡協議会の実施や、特別支援教育担当部門との連携が密になり、対応に生かされた。
- ③ 問題の早期発見・早期対応  
小学校における問題に多数介入した（全対応人数の約半数）。このことは、親子関係や家族の問題、養育の問題、発達や医療支援が必要な問題等、早期発見と予防的措置が必要な事案に対して早期に対応ができたこととなり、今後大きな問題行動となるリスクの低減につながった。
- ④ 困難な事案への対応  
各関係機関の対応が行き詰まっている大変困難な事案（ひきこもり等を含む）に対して、素早く柔軟に対応し、信頼関係を構築しながら児童生徒や保護者への直接支援、又は関係機関へのつなぎ等の支援が可能となった。
- ⑤ 抱え込みの防止、地域や学校のニーズに合った対応  
S S Wが校内ケース会議や要保護児童対策地域協議会に参加し、学校と協議・協働することにより、学校や担任が問題を抱えこんで事態が悪化することを防止できた。さらに、地域や学校毎の問題の特徴等が明確になり、現状に合った組織的・継続的・計画的な支援が今後可能になってくると考えられる。
- ⑥ S S W活用事業、S S Wの有効活用に関する学校の理解  
事業拡大に伴う計画訪問回数の増加と、教職員向けの活用研修・他機関での研修会等の実施により、事業に対する学校（管理職や担当者）の理解が深まり、活用に対する意識の向上が図られた。（事前事後アンケート集計結果から）

### (2) 今後の課題

- ① 不登校対策  
平成 25 年度から市の不登校数は増加が続いている。平成 27 年度の事業の重点課題に「不登校対策」を挙げて取組み、特にひきこもり傾向児童生徒への対応事例については成果（改善・終結事例）も見られた。今後は各学校と協力してさらに効果的な予防と早期対応に力を入れていきたい。
- ② 学校の理解、有効活用の推進  
学校（管理職）の事業に対する理解は徐々に進んでいると思われるが、有効な活用や協力体制に課題がみられるケースもある。今後は学校向け研修会や説明会、管理職への周知徹底等を行い、市内の全教職員が S S W の有効な支援方法を理解し、必要に応じて活用できるように取組みを工夫する。
- ③ S S W の負担増加  
計画訪問、派遣数を見ても、困難を抱え、支援を必要とする児童生徒は多い。それぞれの課題も複雑で困難なケースに対応していくため、S S W の業務は質・量とも大きい。また、必要に応じて 1 つのケースを複数で検討・協議するための時間の確保も必要である。また、必要な情報や対応記録も膨大となり、派遣対応の時間を十分に確保しながら記録作成、協議、研修を行うため、S S W と担当者の負担が増加している。
- ④ S S W の安定雇用  
S S W に求められる高度な専門性や、地域社会・学校への理解（継続して支援する必要性）を考えると、市が配置する S S W が、安心・安定して業務が遂行・継続できる諸条件の整備（継続雇用が可能となる雇用条件等の改善。勤務時間・給与面の改善・資格取得補助・福利厚生の改善等）が必要不可欠である。さらに、長期的な視点では、S S W の養成機関及びその体制づくりの整備が県や市全体で必要である。



# 大分市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・行政や関係機関と連携した相談活動など包括的な支援を行う。
- ・児童生徒のおかれた様々な環境に働き掛けるとともに学校における教育相談体制の整備、充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・市教育センターにスクールソーシャルワーカーを配置
- ・早期からの支援に対応するため、不登校出現率の高い中学校区内の小学校（17件）に年間を通して派遣
- ・上記以外の小中学校については要請があった場合に派遣

### （3）配置人数・資格・勤務形態

〈配置人数〉 5名

〈資格〉 社会福祉士5名・精神保健福祉士2名、教員免許状2名、介護福祉士1名、介護支援専門員1名

〈勤務形態〉 嘱託職員勤務 月17日 1日7.25時間

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

〈策定の状況〉 配置の目的・スクールソーシャルワーカーの職務内容・活用上の留意点・SSWマネージャー（担当教諭）の役割・年間計画等

〈周知方法〉 ・校長及び担当教諭が参加する連絡協議会の場を活用

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

カンファレンス（週に1回） 事例検討会（年に3回）

### （3）研修内容

〈カンファレンス〉

- ・支援の難しいケースについて出しあい、スクールソーシャルワーカー間で助言し合う。
- ・指導主事も参加し、教職員との連携の在り方について指導助言を行う。

〈事例検討会〉

- ・支援が行き詰まっているケースについてスクールソーシャルワーカーが概要をまとめる。
- ・講師を招聘し、今後の支援について助言を受ける。
- ・教職員や関係機関等の職員も参加

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・定期的にカンファレンスを実施することにより、より適切な支援に繋がった。
- ・スクールソーシャルワーカーがケースや学校内での困りについて気軽に相談できる体制を作ったことにより、スクールソーシャルワーカーの精神面でのバックアップをすることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無

### （6）課題

- ・人権・同和教育や生徒指導、教育相談等の学校教育に関する研修の充実
- ・サービスや情報セキュリティに関する研修の徹底

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策、⑥その他）

小学校1年生の女兒。発達が遅れがあり、集団行動ができずパニックになる。多動で何かを待つことも苦手。母1人子ども1人の家庭。母は外国籍。母には発達の偏りも感じられ、そのため対人関係がうまくいかず、仕事が続かない。本児はいつも小さい服を着ており「お腹がすいた」と言うことが多い。文房具も揃っていない。「給食費を払うために何かを売らなければならない」という母親の言葉に驚いた担任が、SSWに相談した。SSWが行った保護者面談の中で「財布に100円しかない」という話があり、SSWはすぐに生活福祉課に相談。母親に同伴して生活福祉課を訪問し、生活保護申請書の作成を支援した。母の所持金は殆どないが、保護費が出るまでは一か月かかるため、保護課の職員が家庭訪問をして法外援助費借用として一万円が支給された。また、SSWは社会福祉協議会にも同伴し、特例臨時つなぎ資金の申請を支援した。その後、子ども家庭支援センターにケースを繋ぐとともに、本児を医療機関に繋いだ。SSWは学校での本児の様子について情報提供書を作成した。その中に発達の偏りが感じられる母への伝え方に配慮をしてもらえるように、母に関する情報も記載した。

これらの支援により、生活が少し落ち着き、文房具や衣類も揃えることができた。また、保護者の了承の下、医療機関との情報共有や校内ケース会議により教職員の共通理解や本児への適切な支援が図られるようになり、少しずつ集団生活に適応できるようになってきている。

#### 【事例2】 不登校支援のための活用事例（③不登校 ⑥その他）

小学校6年生の男児。友だちとのトラブルがきっかけで小学校4年の頃から行き渋りが始まり、4年の3学期からは欠席が増え、登校しても教室に入らず校内を歩きまわることが多くなった。5年からは不登校の状態になる。盗癖があり、学校では度々生活指導を受けていた。先生から叱られると頭を壁に強く打ち付ける等の自傷行為が出る。また、担任に対して反抗することが増え、保護者も担任に相談しようとしなくなっていた。

本児が5年に進級してもなく、SSWの関わりがスタート。SSWは保護者面談を行い、まずは親の思いを受け止め、学校の先生と協力して子どもを育てていくことが大切だということを少しずつ伝えていった。また、本児が小学校3年の時にADHDと診断されていることから、医療機関との連携が必要だと考え、保護者の同意を得て、医療機関に出向き、学校での様子について情報提供を行うとともに、学校での支援について具体的な手立てを聞き、それを教職員に伝えた。また、医療機関を交えたケース会議を何度か設定し、子どもの状態についての情報共有や支援方針の修正、確認を行った。

本児への支援の質が変わったことで、2学期より徐々に登校できるようになり、教室に入れる日も多くなった。子どもの様子が変わってきたことで、保護者も学校への信頼を深め、学校の指導に対して協力的になりつつある。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・相談延べ件数は9472件で前年度の3.2倍、対応件数は1022件で前年度の2.0倍(事業評価指数)
- ・スクールソーシャルワーカーがかかわった生徒指導上の課題のうち、解決、好転した割合は71.2%
- ・保護者自身が抱える家庭内の課題の状況が解決、好転した割合は62.5%

#### （2）今後の課題

- ・学校とスクールソーシャルワーカーとの連携、協働に向けた教職員への研修や啓発の在り方
- ・スクールソーシャルワーカーの人材確保(雇用の在り方等を含む)
- ・スクールソーシャルワーカーの質の担保(研修の充実)
- ・環境整備(学校におけるパソコン設置等)

# 宮崎市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と教育相談センターが連携し、問題を抱える児童生徒がおかれた環境への福祉的な立場からの助言支援や教育相談センターにおける他の相談員との連携等により、いじめや不登校などを未然に防止したり早期に対応したりすることに資する。

### （2）配置・採用計画の工夫

教育委員会の補助機関として、教育相談センターを設置し、スクールソーシャルワーカー2名を配置するとともに、学校経営アドバイザー1名、チーフスクールアドバイザー1名、スクールカウンセラー2名、特別支援教育相談員5名を配置し、相互の連携を図りながら相談活動や支援活動を行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

2名（教員免許状）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

宮崎市スクールソーシャルワーカー設置要綱を施行し、市校長会や生徒指導に関する学校訪問を通して、スクールソーシャルワーカーの活用について広報を行う。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

市スクールソーシャルワーカー2名、県スクールソーシャルワーカー4名

### （2）研修回数（頻度）

9月～ 奇数月に実施予定

### （3）研修内容

事例研修会

### （4）特に効果のあった研修内容

9月からの実施のためなし

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置                      なし
- 活用方法                        なし

### （6）課題

- SSWが2名配置されているため、小中学校でのケース会議に積極的に関わることができる体制ができつつある。しかし、いじめ・不登校の児童生徒が増加の傾向にあり、電話相談や来所相談の件数も増えているため、十分な対応ができないのが実情である。
- 個々の状況に応じて、どの関係機関と連携することが有効的なのかについて判断するために情報収集を行うことや、SSWとしての資質向上が必要である。
- 9月から実施する研修会（事例研）では、より効果的で、実効性のある具体的な事例研修にすることが必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校のための活用事例（③）

2年生になり仲のいい友達と別れてしまい今の学級になじめないことから教室に入れなくなる。別室登校を行っていたが、次第に足が向かなくなる。このままでは不登校になると心配した母親が教育相談センターのSSWに電話相談をして後日、親子で教育相談センターに来所し2人のSSWが親子を個別に対応した。学校には言えなかった気持ちをSSWが汲み取り、学校につないだことで、学校も保護者の気持ちに寄り添った話し合いの場をもつことができた。また、登校できないことで母親から相談を受けたSSWが、適応指導教室への入級の方法を保護者に説明し、学校につないだ。学校もすぐに面談を実施し、適応指導教室への通級をサポートし、その後順調に適応指導教室へ通級をしている。

#### 【事例2】その他（⑥発達障害等に関する問題）

始業の日に2年生になることが理解できずにパニックになる。1年次の担任も転勤したこともあり不安定になっていた。授業中も離席してトイレに行き、そのまま校内を徘徊したり他の学年の教室をのぞいたりして妨害をしていた。学校はスクールサポーターを付けて授業を受けさせたり、職員室で勉強するなどの対応をしたり、母親と教育相談を行うがなかなか改善が進まないことから学校長からSSWに電話相談があった。ケース会議に向けた話し合いを行い、後日ケース会議を実施した。会議にはSSW、児童相談所、特別支援学校のコーディネーター、市子育て支援課が参加し、発達検査の実施や、放課後の見守りを行う「放課後デイサービス」の利用などの支援が協議された。SSWは母親のサポートのために教育相談センターのSCの紹介を行った。現在も支援を継続中である。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 2名体制になったことで、各学校が不登校児童生徒等の指導・支援について関係機関と共に協議するケース会議に積極的に関わることが可能になった。
- 年々増加している教育相談センターの相談件数を、学校経営アドバイザー、スクールカウンセラーと共に連携し、円滑な対応をすることができた。
- ケース会議に参加し、それぞれの関係機関の立場での意見及び情報を共有することで多角的な解決策が話し合える。SSWは学校（担任）へ、対象児童生徒に対してのコミュニケーションの具体的な取り方や手立てをアドバイスすることで、学校（担任）が自信をもって指導できる。
- 保護者は、学校（担任等）に直接言えないことも、第三者で信頼できる機関には安心して話せる。時間に縛られずに率直な思いや日頃の不満を話せたことで気持ちが楽になり、相談する前は興奮気味な状況だったのが、終了後には落ち着いた気持ちで対応ができるようになる。
- 相談件数として、児童生徒の複雑な心理状態に寄り添い、学校との架け橋になれるとよい。

#### （2）今後の課題

- 学校職員や保護者、児童生徒が当教育相談センターに電話をしたり、来所したりして相談をすることや、SSWが直接学校に出向いてのアドバイスをすることは実施できた。しかし実際、家庭に出向いたり関係機関と一緒にいったり等の支援は、まだ不十分である。
- 児童生徒も保護者も悩んでいるケースが多く、学校に児童・生徒・保護者の心に寄り添った連携を依頼しても、各先生方の意識の差が大きく、対応力が育成されていない面がある。さらに、特別支援教育の手法に基づいた指導が必要であるケースも増えてきているため、多様なケースに対応できる資質向上が必要である。

# 鹿児島市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等の背景にある家族や友人関係、地域、学校などの環境への働きかけ、問題行動等の解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

市内117校（78小学校、39中学校）を担当する4人のスクールソーシャルワーカーのうち、1人をコーディネーターとして位置付け、対応している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：4人

資格：社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許状、心理士、心理カウンセラー等

勤務形態：概ね週4日、1日6時間（9：00～16：00）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

実施要項等で趣旨や事業内容を定め、年度当初、各学校に周知するとともに、校長研修会や教頭研修会、生徒指導主任・担当者研修会等でも周知の徹底を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

月1回程度

### （3）研修内容

スクールソーシャルワーカーの資質向上

- ・ 市教育相談員や市スクールカウンセラー、臨床心理相談員との事例研修会や講師を招聘した研修会を実施
- ・ 鹿児島県が主催する研修会への参加

### （4）特に効果のあった研修内容

鹿児島県が主催する研修会へ参加することで、他市町との情報交換が可能となり、本市の活動の参考となった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 無
- 活用方法

### （6）課題

研修講師やスーパーバイズができる人材の確保

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境、不登校、虐待、心身の健康改善のための活用事例（①、③、④、⑥）

- 事例概要
  - ・ Aは欠席が続き、保護者と連絡がとれない。
  - ・ 身体的虐待を疑われる状況もあり、緊急の対応が必要である。
- 支援内容
  - ・ スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し状況を確認した。
  - ・ ケース会議の開催を提案し、児童相談所、市福祉課、警察等の関係機関と情報の共有、今後の対応等を検討した。
  - ・ 保護者に福祉的支援についての提案を行った。
  - ・ 祖父母宅を、保護者のクールダウンのための一時避難場所とした。
  - ・ 児童相談所や市教育相談室での子育て相談を提案した。
- その後の対応
  - ・ A及び保護者は児童相談所で定期面談を行い、Aと祖母は市の教育相談室で面談を継続した。
  - ・ 教育相談を継続した結果、Aは進学に向けての意欲が出てきた。
  - ・ スクールソーシャルワーカーは継続して関係機関と情報共有を行い、必要に応じて保護者との面談等を行う。

#### 【事例2】暴力行為や問題行動を繰り返す児童への活用事例（①、④、⑤、⑥）

- 事例概要
  - ・ 特別支援学級に在籍しているBは、思い通りにいかないと暴れたり、友だちや担任に向けて暴言・暴力があったりする。
  - ・ 保護者もBに対する困り感があり、Bに手をあげてしまうこともある。
- 支援内容
  - ・ スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、状況を確認した後で保護者との面談を行った。
  - ・ 保護者に、放課後デイサービスの福祉的支援について提案し、手続きのサポートを行った。
  - ・ Bは児童相談所等の関わりもあるため、ケース会議を開催し、関係機関との情報共有を行った。
- その後の対応
  - ・ スクールソーシャルワーカーは継続して関係機関と情報共有を行い、必要に応じて保護者との面談等を行う。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 対応児童生徒数178人、内40%程度の問題が解決又は好転している。
- ・ スクールソーシャルワーカーと連携し、ケース会議等を重ねることで、学校の対応力が向上してきている。
- ・ スクールソーシャルワーカー活用事業の趣旨等の関係機関への周知が図られ、連携が取りやすくなった。

#### （2）今後の課題

- ・ 様々な要因が絡み合っている事案に対応するため、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を図る必要がある。
- ・ 生徒指導上の諸課題への早期対応を図るため、業務等について学校や関係機関への周知を更に徹底するなど、積極的な活用について連携を深める必要がある